

国の取組に係る進捗状況総表(1) - 国の取組 -
第1節 自然界における物質循環の確保

府省名	自主点検概要												
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性									
農林水産省	<p>地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>(平成22年目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的観点：エネルギー変換効率の向上 等 ・地域的観点：バイオマスを一定割合以上利活用する市町村を300程度構築 ・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で80%以上利活用 等 	<p>関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、民間の創意工夫を取り入れるための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を設置。また、関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制も整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスタウン構想の公表 平成16年度 13件 平成17年度 31件 	<p>バイオマスの利活用については、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用は停滞している。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス利活用率 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>14年</td> <td>17年</td> </tr> <tr> <td>廃棄物系バイオマス</td> <td>68%</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>未利用バイオマス</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> </table>		14年	17年	廃棄物系バイオマス	68%	72%	未利用バイオマス	20%	20%	<p>バイオマス利用の加速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス輸送用燃料の利用の促進 利用設備導入に係る支援 利用状況等を踏まえ、海外諸国の動向も参考としつつ、多様な手法の検討 国産バイオマス輸送用燃料の利用促進 ・バイオマスタウン構築の加速化 未利用バイオマス等の利活用モデルを実証試験などを行いながら構築 地域の取組をコーディネートする人材の育成 バイオマス製品の需要の拡大を促進するため、他の製品と識別するバイオスマークの導入
		14年	17年										
廃棄物系バイオマス	68%	72%											
未利用バイオマス	20%	20%											
	<p>森林・林業基本法に基づき、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の森林の各機能区分に沿った森林の整備・保全を推進。</p>	<p>健全な森林育成のため、民有林において、年間概ね30万haの間伐を実施する「緊急間伐5カ年対策」を推進(平成12～16年度)。(間伐実施面積(平成16年度)：27.7万ha。)</p>	<p>5年間でおおむね150万haの間伐を実施見込み。</p>	<p>森林の重視すべき機能に応じた3つの区分に沿った、多様な森林の整備・保全を推進。</p> <p>平成17年度より「間伐等推進3カ年対策」として、引き続き、年間おおむね30万haの間伐を実施予定(平成17～19年度)。</p>									
経済産業省	<p>京都議定書目標達成に向けた新エネルギー導入目標である、2010年度894万k l(原油換算、廃棄物発電を含む)の達成を目指し、高効率エネルギー転換技術開発や実証試験を行うとともに、地方自治体、事業者等に対する設備設置補助を行った。</p> <p>技術開発・実証試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスエネルギー高効率転換技術開発：31.0億円 ・バイオマス等未活用エネルギー実証試験：27.0億円の内数 ・(新)バイオマスエネルギー地域システム化実験事業15.0億円 設備設置補助 ・地域新エネルギー導入促進対策：76.0億円の内数 ・新エネルギー事業者支援対策：345.0億円の内数 	<p>2002年度の導入実績は242.6万k l(原油換算、廃棄物発電を含む)。</p> <p>2003年度の導入実績は292.7万k l(原油換算、廃棄物発電を含む)。</p> <p>各事業の採択状況</p> <p>技術開発・実証試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスエネルギー高効率転換技術開発 転換要素技術開発事業 (平成16年度：8件) (平成17年度：12件) 先導技術研究開発事業 (平成17年度：9件) ・バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業 実証試験事業 (平成16年度：13件) (平成17年度：12件) 同実証試験着手のためのFS調査 (平成16年度：26件) ・バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業 (平成16年度：36件) (平成17年度：40件) ・バイオマスエネルギー地域システム化実験事業 (平成17年度：7件) 設備設置補助 ・地域新エネルギー導入促進対策 (平成16年度：2件) (平成17年度：7件) ・新エネルギー事業者支援対策 (平成16年度：8件) (平成17年度：12件) 	<p>技術開発・実証試験、設備設置補助については、前年度に引き続き支援措置を講じるとともに、バイオマスの収集・運搬(川上)からエネルギー転換・利用、残渣処理(川下)までのプロセスの最適化を図る「バイオマスエネルギー地域システム化実験事業」を創設し、バイオマスエネルギーの導入を進めるため一貫したビジネスモデルの構築の実験を始めている。</p>	<p>エネルギー密度の低いバイオマスを有効にエネルギー利用するためには、排熱の有効利用やバイオマス熱利用の導入促進が重要であるが、運用データ不足からバイオマス活用設備の導入が立ち遅れているのが現状である。</p> <p>そのため、平成18年度から「地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業」を創設し、運用データの収集・分析を行い、広く公表することにより、バイオマス活用設備の導入促進を図る。</p> <p>バイオマス利活用においては、より高効率に、より経済的にエネルギー転換することが重要であるため、次世代技術を含めた技術開発を実施。</p> <p>需要増加が見込まれる輸送用バイオマス由来燃料は重要であるが、原料となる木質系廃材や間伐材、廃食用油などの収集が課題。</p>									

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>積雪寒冷地における環境・資源循環プロジェクト</p> <p>積雪寒冷地での酪農糞尿の肥料資源及びエネルギー資源の有効利用・循環利用の一方策として、共同利用型バイオガスプラントを中心とするシステムの実証試験を実施(H12～H16年度)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜糞尿の搬入と液肥・堆肥の搬出、農地への散布、バイオガスプラントの運転に関する効率的な管理・運営体制の確立 ・液肥・堆肥の安全性及び肥料効果の確認並びに施肥技術の確立 ・生成するバイオガスによる電熱エネルギーの有効利用技術の確立を行う。あわせて、システム全体の総合的な経済性を検証する。 	<p>平成16年度までの研究成果を「積雪寒冷地における乳牛ふん尿を対象とした共同利用型バイオガスシステム導入の参考資料」として取りまとめ、成果報告会やパネルディスカッションの開催など、技術の普及・広報活動に取り組んだ。</p> <p>論文・講演等の発表件数 平成12年度：9、平成13年度：28、平成14年度：28、平成15年度：31、平成16年度：37、平成17年度：28</p>	<p>技術の普及・広報活動を着実に推進している。</p>	<p>当該プロジェクト研究は所要の成果が得られたため平成16年度において終了。</p> <p>今後は乳牛ふん尿を主原料としつつ、他の安全な有機性廃棄物を副資材とする共同利用型バイオガスプラントを地域循環システムとして実用化するための検討を実施。</p>
国土交通省	<p>下水汚泥関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業で発生する汚泥について、緑農地利用や建設資材利用などによる汚泥の有効利用を推進 ・「京都議定書目標達成計画」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」の行動計画として、下水汚泥をバイオガス等のエネルギー資源に転換する事業について支援を実施 ・下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)を推進 	<p>下水汚泥のリサイクル 平成15年度の下水汚泥リサイクル率は約64% 平成16年度の下水汚泥リサイクル率は約67%</p> <p>新世代下水道支援事業制度として、平成17年度に下水汚泥と他のバイオマスをあわせて有効利用する事業を1件採択した。</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)の推進 平成18年3月にLOTUSプロジェクトとして選定された技術の開発状況を検討した。以下のスケジュールでLOTUSプロジェクトとして開発すべき技術の検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年8月 <p>下水道技術開発プロジェクト委員会 ・平成17年4月～平成21年3月 研究開発期間</p>	<p>下水汚泥のリサイクル 第1回フォローアップ時には、約60%(平成14年度)の下水汚泥がリサイクルされており、社会資本整備重点計画に示された目標達成に向けて着実に対策が進捗している。</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)の推進 第2回フォローアップ時には、平成16年12月にLOTUSプロジェクトとして開発すべき技術を選定しており、その後具体的な技術の開発や評価するための委員会の開催等を行っている。</p>	<p>下水汚泥リサイクル率 平成14年度末の60%から平成19年度末には68%に引き上げることを目標。</p> <p>下水汚泥資源化、先端技術誘導プロジェクト「スラッジ・ゼロ・ディスチャージ技術の開発」及び「グリーン・スラッジ・エネルギー技術の開発」という開発目標を掲げ、平成17～20年度の4カ年で技術開発を推進する予定。</p>

第2節 ライフスタイルの変革

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
内閣府	<p>環境にやさしい買い物キャンペーン 広く国民に対して「マイバッグの持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すため、3R推進月間中、流通事業者等の協力を得ながら都道府県等と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」^{注)}を全国的に展開。</p> <p>注)本キャンペーンは、平成12年度に東京都の呼びかけで14都府県の共同キャンペーンとして開始されたもの。平成13年度に20都府県、平成14年度に27都府県へと、参加都道府県数が拡大してきたために、平成15年度からは、内閣府が、全国的な統一キャンペーンとして都道府県のとりまとめを行うとともに、流通事業者の全国組織等への参加協力要請等を行っている。</p>	<p>平成17年度の状況 内閣府 ・事業者向けの店頭掲示用ポスター約3万1千部【16年度：約3万5千部、15年度：約3万部】の作成・配布 ・大人向けハンドブック約13万部2千部【16年度：約12万部、平成15年度：約10万部】作成・配布 ・小学生向けのハンドブック約9万4千部【16年度：約15万5千部】の作成・配布等。 都道府県 ・平成16年度から47都道府県全てが参加【15年度：39都道府県、14年度：27都府県】 ・実施内容：「ポスターの作成・掲示」、「各種広報媒体によるPR」、「ステッカー等の配布」、「グリーン購入セミナーの開催」等 流通事業者・小売事業者 ・参加数：全国約6,900社、約17万4千店舗【平成16年度：約6,200社、約17万4千店舗、平成15年度：約6,100社・約15万1千店舗、平成14年度：約2,900社・約11万店舗】 ・実施内容：「ポスター、チラシ、店内放送等による呼びかけ」、「環境配慮型商品コーナーの設置」、「買い物袋持参者へのスタンプの押印」等</p>	<p>流通事業者等の参加企業数が前回と比べ1.11倍の約6,900企業に拡大。平成14年と比べると約2.3倍に拡大。 本キャンペーンの環は、着実に拡大してきていると評価できる。</p>	<p>平成18年度以降も、本キャンペーンを引き続き実施。 実施に際しては、毎年、実施体制・内容の必要な見直し・充実を図っていく。</p>
	<p>(新)民間団体による、省資源・省エネルギーの促進に寄与する先駆的な実践活動や普及啓発活動をモデル的に支援する。</p>	<p>平成17年度の状況 平成17年の5月下旬から6月下旬にかけて公募を行い、全国各地の民間団体から計54件の応募があり、それらを厳正に審査した結果、そのうちの6件を支援した。</p>		<p>平成18年度以降も引き続き支援を行う。 支援を行った事業の成果を広く全国に普及定着させ、地域からの自発的な取組みを一層促進させていく。</p>
文部科学省	<p>環境に関する学習の推進 社会教育施設が中核となり、環境を始めとする地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及啓発することによって社会教育の全国的な活性化を図る。</p>	<p>平成17年度の状況 環境・資源・エネルギー・自然体験活動等に関して8地域のモデル事業の取り組みを支援した。 ・「地域が関わる子ども支援」〔北海道美幌町〕 ・中川ふるさと学習促進事業〔北海道中川町〕 ・くらしを見つめてみよう～エネルギー調べ隊(たい)～〔茨城県〕 ・環境学習みなまた〔熊本県〕 ・熊野少年自然の家機能高度化プラン21〔三重県〕 ・「子どもとつくる博物館事業」による博学連携のための社会教育、特に環境教育推進事業〔千葉県〕 ・大阪市立自然史博物館教育・交流機能高度化事業〔大阪府〕 ・アップ!「サン・レイク」「自然の家」21世紀プラン〔島根県〕</p>	<p>平成15年度に補助事業が終了したため、平成16年度からは「社会教育活性化21世紀プラン」により、環境・資源・エネルギー・自然体験活動等に関する6地域のモデル事業を実施し、更なる事業の推進を図った。 平成17年度においては、8地域のモデル事業を実施し、引き続き事業の推進を進めている。</p>	<p>平成17年度に引き続き、社会教育の活性化を目的としたモデル事業において、環境に関する取り組みも実施可能としているところである。</p>
	<p>「環境教育グリーンプラン」による環境教育の推進 ・「環境教育実践普及事業」 環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図る。</p>	<p>平成17年度の状況 ・「環境教育実践モデル地事業」(10市町村56校)の推進 ・「環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)事業」(20校)の推進 ・「環境教育に関する実践発表大会(全国環境学習フェア等)」の開催 ・「環境教育普及用リーフレット」の作成。</p>	<p>「環境教育グリーンプラン」による環境教育推進のための取組は、積極的・効果的に実施されている。</p>	<p>指導内容の改善・充実や教員の指導力の向上に努め、環境教育に関する優れた実践事例の促進や普及に取り組んできたが、今後は、環境教育の充実を図るため実践事例や教材等の情報提供体制の整備をより一層進めることとしている。</p>
	<p>・「環境教育推進のための教材開発」 児童生徒に環境教育についての正しい理解を深めさせ、責任を持って環境を守る行動がとれるよう環境教育の推進のための教材開発を行う。</p>	<p>平成17年度の状況 社会科、理科、家庭科などの各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて活用できるような教材開発に取り組んできた。</p>		

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
文部科学省	・「環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備」 環境省との連携協力により児童生徒・教職員が活用できる環境教育情報提供システムを構築する。	平成17年度の状況 学校における環境教育に関する実態や教育現場におけるニーズ、望ましい情報提供の在り方等について把握した上で、環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備の在り方及び環境教育推進のための教材開発の在り方について調査研究に取り組んだ。		
	・「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」 環境省との連携・協力により環境教育に携わる指導者の養成のための講習会を開催する。	平成17年度の状況 「環境教育リーダー研修基礎講座」を全国5地域に分け、開催県教育委員会の協力のもと、教員130名に対して研修を実施した。		
	・「環境教育推進のためのプログラム開発（新）」 小・中・高等学校における環境教育についての実施状況の調査を行い、環境教育推進のためのプログラム開発を行う。	平成17年度の状況 児童生徒の発達段階に応じて、社会科、理科、家庭科などの関係教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間も含めた環境教育推進のためのプログラム開発に取り組んだ。		
文部科学省	環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備 エコスクールの整備を促進し、環境教育・環境学習等の推進を図る。 ・公立学校を対象に、エコスクールパイロット・モデル事業の認定を行い、施設整備費の国庫補助及び調査研究費の負担を行う。 ・「私立高等学校等施設高機能化整備費補助」の「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」において、私立学校が行う学校施設における環境に配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備（太陽光発電、校舎内外の緑化、雨水・排水の再利用などの校舎施設の改造工事）に対する補助を行う。	平成17年度の状況 ・エコスクールパイロット・モデル事業として101校を認定するとともに、4地方公共団体に調査研究を委嘱した。 ・「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」について学校法人からの補助申請に基づき、7校の計画を採択した。	新たに公立学校101校、私立学校7校の環境を考慮した施設整備が行われ、授業や課外活動などにおける環境教育に役立てられている。	平成18年度以降においても、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進を図る。
厚生労働省	事業者が行う3R活動の推進 3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援。同会の審査委員会委員に参画している。また、厚労省所管事業（医薬品等に限る）について、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。	平成4年度以降、製薬企業の事業所等に対し、 ・内閣総理大臣賞 1件 ・厚生労働大臣賞 12件 ・3R推進協議会会長賞 14件 が交付された。	製薬業界においても着実に、3Rの取組が定着していると思われる。	平成18年度以降も引き続き当該表彰制度を通じて製薬業界における3R活動の意識啓発に努めたい。
農林水産省	グリーン・ツーリズムを総合的に推進する一環として、農山漁村情報の受発信、インストラクター等の人材育成、交流の拠点施設の整備等を支援。	平成17年度の状況 ・グリーン・ツーリズムポータルサイトの内容を充実 ・人材育成として全国で878人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成 ・交流の拠点施設の整備として全国19カ所で交流施設等の整備を実施。	平成15年度より延べ2,002人のインストラクター等を育成した。 交流の拠点施設は延べ53カ所で整備された。	都市住民のニーズを的確に把握し農山漁村情報の提供を行っていくことが重要である。農山漁村地域の活性化、都市と農山漁村の共生・対流の実現に向け、引き続きグリーン・ツーリズムの総合的な施策を実施する必要がある。
	地球温暖化防止等森林の持つ公益的機能や、社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野と連携した学校の内外における森林環境教育を推進。	平成17年度の状況 ・文部科学省と連携して子どもたちが森林内で様々な体験ができる機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進。 ・国有林で学校等が体験学習等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定等を推進 平成15年度末現在 71箇所 3,132ha 平成16年度末現在 93箇所 4,088ha 平成17年度末現在 107箇所 4,879ha	平成17年度に新たに14箇所の「遊々の森」が設定され、森林教室や体験林業などの森林環境教育が実施された。	広範な連携・協力による森林環境教育の推進 森林体験活動の指導者の育成や活動の場等条件整備の推進 森林体験学習等における安全管理体制の充実 「遊々の森」については、引き続き積極的な設定等を推進し、国有林野を活用した、森林環境教育の推進に対する期待の高まりへの的確に対応。

自主点検概要

府省名	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>3R（リデュース・リユース・リサイクル）普及啓発活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各主体に対して3R関連法や制度の周知を図るとともに、各主体の3R活動の実践を促す。 各種普及啓発資料の作成・配付、ホームページの運営 	<p>「資源循環ハンドブック2006」、「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」などのパンフレットを作成・配付。また、容器包装リサイクル教材などの体験教材を作成、各種展示会等へ出展・貸出。 ホームページについては、経済産業省「3R政策」のページの効果測定を実施し、必要性が認められる情報を随時追加。</p>	<p>各種パンフレットの作成配布により、普及啓発を実施。3Rへの理解を深め、日常生活での3R実践に資する体験教材の拡充・貸出を継続、貸出件数は着実に増加。 経済産業省「3R政策」のページについて、効果測定を実施し、審議会資料、調査報告書、フリーイラスト集等の内容を拡充。</p>	<p>作成した普及啓発資料及びホームページによる効果的な普及啓発、3R推進月間を活用した関連行事の実施を継続。 3Rに関心の薄い層への展開を図るため、各取組の連携を図る。</p>
	<p>(新) ・3R製品のイメージアップのための広報戦略を展開。</p>	<p>生活者の間にある3R製品に対するネガティブイメージを払拭するため、「Respect 3R」プロジェクトを創設、広報キャンペーンを展開。</p>	<p>キャンペーン初年度として試行展開にも関わらず、大きな反響を得た。</p>	
	<p>・毎年10月のリデュース・リユース・リサイクル推進月間（3R推進月間）における普及啓発活動等を実施。</p>	<p>3R推進月間関連として、「3R功労者等表彰」等の各種行事を開催。政府広報を活用し、TV、ラジオ、新聞、雑誌等、幅広いメディアで普及啓発活動を実施。</p>	<p>「3R功労者等表彰」については、引き続き関係省庁と連携し実施。政府の重点広報項目として、普及啓発活動を展開。</p>	
環境省	<p>地方環境事務所において環境教育等への取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国7箇所の地方環境事務所において、小中学生を主な対象とした環境教育・環境学習の取り組みを実施。 6月の環境月間に併せて、他省庁、地方公共団体、NPOと連携したイベントの開催や「環境白書を読む会」を開催する等、広く一般国民に向けた環境保全に対する普及啓発活動に取り組んでいる。 	<p>環境学習及び環境保全に対する普及啓発の主な取組 17年度：158件（この内、循環型社会形成に関する内容は50件） 16年度：163件（この内、循環型社会形成に関する内容は43件）</p>	<p>地方環境事務所の17年度の取組件数は、若干減少したものの、国民の環境問題についての関心は、着実に高まっている。</p>	<p>環境教育環境学習については、その重要性や、小中学校の学習の場での環境問題への関心の高さに鑑み、地方環境事務所において、今後も取組を継続していく必要がある。 現状においては机上での学習が主となっているため、今後は実体験を元にした学習方法を構築していく必要がある。 地域住民自らが環境保全へ参加実践する拠点として、環境パートナーシップオフィスの整備充実を図っている。</p>
環境省	<p>ごみゼロ推進全国大会 国民、事業者、行政が一堂に会し、ごみ問題に関するそれぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルの推進に関する理解を深める。</p>	<p>「第4回ごみゼロ推進全国大会」 ・平成17年10月21日～23日 ・佐世保市において市民、事業者、地方公共団体職員約2万4千人が参加。 「ごみゼロ推進地方大会」 ・平成17年度は、全国7ブロックにおいて開催 ・地方環境事務所を活用した各地域のごみ減量化に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイバッグキャンペーン等。</p>	<p>ごみゼロに関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、ごみ減量化に関する啓発普及の着実な展開を図った。</p>	<p>「3R推進全国大会」及び「3R推進地方大会」と名称変更し、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用など廃棄物減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、マイバッグキャンペーン等を実施することにより、国民一人ひとりの更なる意識改革の向上を図り、地域と密着した循環型社会の推進を図る。</p>

第2節 ライフスタイルの変革

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>国民・NPO/NGO及び事業者等による3Rの取り組みを促進するため、ごみを減らす暮らし方を「リ・スタイル」として提唱 著名人へのインタビューやイベント等のレポート、暮らしやビジネスに関する情報をインターネットを通じて情報提供を実施している。</p>	<p>循環型社会の実現を目指し、国民のライフスタイルの変革を促すためにwebマガジン「Re-Style」を発行し、著名人の取り組みのインタビュー形式での紹介を12回、世間で話題となっている循環型のトピックスを特集として6回、Re-styleのコンセプトにあったイベントなどのレポートを12回、リユースを推進するためにリサイクルショップやリサイクルプラザの紹介を5回更新し、ユーザーが記事を楽しみながら循環型社会の形成に関する情報を得られるようサイトの内容を工夫してライフスタイルの変革を促す情報を提供した。 また、同webサイトでは、ユーザーが目的に応じて循環型社会を形成するための暮らしに関する情報を引き出せるようにしている。</p>	<p>Webマガジンの更新頻度を増加させ、読者の興味関心を引くことにより、引き続きライフスタイルの変革を目指した普及啓発活動を推進している。</p>	<p>webマガジン「Re-Style」のイベントとの連携等による新たなユーザーの獲得及び内容の充実強化、各種イベントへの積極的参加により普及啓発活動を継続する。</p>
環境省	<p>環境教育・環境学習の推進 「環境保全活動・環境教育推進法」に沿って、国民各界各層が環境に配慮した行動をとるよう、全ての年齢層を対象に環境教育・環境学習を推進する。</p>	<p>関係各省と連携し、国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会や情報の提供等を行った。主な事業の進捗状況は以下の通り。 こどもエコクラブの会員数は、11万人を突破し、また、環境カウンセラーの登録数は4,169人に達するなど、人数は着実に増加 人材認定等事業登録制度について、関係4省と協力して、登録業務を運用開始。 総合的な環境学習プログラムをCD-ROMで作成配付し、学校や地域の環境教育の現場広く活用。 文部科学省と連携し、環境教育を行う人材育成のための研修会の実施、環境教育環境学習に関するデータベースの開発を行った。 国連持続可能な開発のための教育の10年に関して、関係省連絡会議において、我が国における実施計画を策定。 学校施設における改修を中心とする省CO2型の施設整備を活用した体験重視型の環境教育を実施。 我が家の環境大臣ウェブサイトを活用した、家庭における循環型社会の形成等に寄与する情報の提供や、地方での普及啓発イベント等の開催。</p>	<p>こどもエコクラブの会員数及び環境カウンセラーの登録数の増加、環境教育・総合学習総合データベース整備、国連持続可能な開発のための教育の10年に関する実施計画の策定など、環境教育・環境学習に関する場や機会の提供や環境教育の基盤整備を着実に進めることができた。</p>	<p>環境保全に向けて自ら行動できる人づくりを行うため、循環型社会の形成も含め、環境問題全般を網羅した、誰もが容易に指導、学習することのできる環境教育・学習出前授業用のパッケージ教材を全国に広く配備することを検討。 地域における持続可能な社会の構築のため、地方新聞、地方放送局などのメディアや学校等と連携し、地域社会に密着させた社会普及型環境教育の推進を検討。 持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成ビジョンを策定し、同ビジョンに基づき、国内大学院ネットワーク構築支援、環境人材育成のための基礎プログラム開発等を検討</p>

第2節 ライフスタイルの変革

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> パンフレットの作成配布やセミナーの開催等を通じて積極的に普及啓発を行う 各地域でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進するため、マニュアルの作成配布や研修会の開催等を通じて、地域ネットワークづくりのためのノウハウを普及する。 行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。 	<p>平成17年度は全国4カ所でグリーン購入セミナーを開催</p> <p>平成16年6月から運用を開始したグリーン購入取組事例データベースを更新し、情報提供の推進を図った。</p> <p>平成17年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は約33.8%（平成16年度は約41.5%）都道府県及び政令指定都市では96.7%（平成16年度は100%） 物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業は、上場企業の64.7%、非上場企業の51.5% <p>地域ネットワークは、8団体になった。</p>	<p>上場企業、非上場企業、地方公共団体のうち、グリーン購入に取り組んでいる割合は、上場企業及び非上場企業においては大幅に伸びたが、地方公共団体においては伸び悩んでいる。</p> <p>アンケート調査結果の取組の数字の低下の原因は、市町村合併によるもので、現在組織内の合意形成が行われていないため。</p>	<p>今後も引き続き情報提供に努めるとともに、セミナー等の充実を図る。</p> <p>また、組織でのグリーン購入の取組を更に促進するため、これまでのセミナーに加え企業や団体等を対象に実務研修会等を行っていく必要がある。</p>
環境省	<p>各主体間のネットワークの構築</p> <p>各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。</p>	<p>地球環境パートナーシッププラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。</p> <p>支援拠点の設置や、NPO等との協働での事業実施、市民参画型の政策立案過程の導入を実施。</p> <p>NGO等から環境に関する優れた政策提言を募集し、優秀な提言の選定、発表会の開催を実施。特に優れた提言については、環境省の施策への反映とともに、行政とNGOのパートナーシップによる施策形成の可能性について検討するために、追加調査を実施。</p>	<p>地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。</p> <p>優秀な政策提言について施策への反映に向けた追加調査を行い、モデル事業として全国に展開するに至るなど、提言を真摯に受け止めその効果的な実現を図る動きが政策の側に出てきており、各主体間のネットワークの形成に寄与している。</p>	<p>各主体が協働で事業を実施し、政策立案に多様な主体が関わるためのルールと適正な仕組みの検討をより一層進めていく必要がある。</p>

第3節 循環型社会ビジネスの振興

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
文部科学省	<p>(廃) 「戦略的創造研究推進事業」 独立行政法人科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業」において、国の定めた戦略目標「資源循環・エネルギーミニマム型社会システムの構築」の達成に向け、研究領域「資源循環・エネルギーミニマム型システム技術」を設定しており、地球温暖化等の環境問題を克服し、資源循環・エネルギーミニマム型システムの構築を目指す研究を実施する。</p>	<p>平成 10 年度に 5 件(平成 15 年度で研究終了) 平成 11 年度に 5 件(平成 16 年度で研究終了) 平成 12 年度に 6 件(平成 17 年度で研究終了)の研究課題を採択。</p> <p>高リサイクル性を有する樹木の同定・選抜技術及びその自動化装置の開発や、植物資源の高度循環資源システムの構築、資源回収型の都市排水・廃棄物処理システム技術の開発等の研究を推進。平成 17 年度をもって全ての研究課題が終了した。</p>	<p>全研究課題終了に伴い、研究領域の事後評価を実施した。当研究領域では植物体を機能性分子に切り替える要素技術の開発や、二酸化炭素の排出削減や再利用をもたらす物質合成法の創製、熱の高効率利用や水素利用など地球温暖化抑止に直結する研究課題を扱い、研究結果の評価として「個別の研究成果としてはきわめて意義の高いものが多いと評価できる」とされた。</p>	<p>研究領域「資源循環・エネルギーミニマム型システム技術」は、平成 17 年度で全ての研究課題の研究が終了。</p>
	<p>(廃) 「科学技術振興調整費」 産学官共同の研究開発を実施した。</p>	<p>産学官共同研究として「廃棄物・新素材による土壌浸透システム開発」(H14-H16)、「食品廃棄物処理システム中の微生物群の動態」を平成 14 年から平成 16 年まで実施。</p>	<p>得られた研究成果を基に、現在、下水処理システムの開発、小中学校給食の堆肥化が進められている。</p>	<p>科学技術振興調整費を活用した取組は平成 16 年度で終了。</p>
	<p>技術士(環境部門)の認定 環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に関して、文部科学省においては、有能な技術者を「技術士(環境部門)」と認定し、活用を促進している。</p>	<p>平成 18 年 3 月末において 802 名が「技術士(環境部門)」として登録されている。</p>	<p>平成 17 年 3 月末における「技術士(環境部門)」の登録者数は 736 名であり、着実に増加している。</p>	<p>引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。</p>
厚生労働省	<p>環境負荷の低減に配慮した製品・サービスの開発普及の促進 第 1 節 平成 16 年度に「エコプロダクツ大賞」制度創設。環境負荷の低減に配慮した製品・サービス(「エコプロダクツ」)であって、すぐれた配慮が組み込まれたものを表彰することにより、エコプロダクツの更なる開発・普及を図る事が目的である。 第 1 回から「エコプロダクツ大賞」を関係各省とともに後援し、その審査委員会委員に参画。厚労省所管に係るエコプロダクツについて、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。</p>	<p>平成 16 年度以降、製薬企業等が開発したエコプロダクツに対し、 ・エコプロダクツ大賞推進協議会会長賞 2 件 が交付された。</p>	<p>製薬業界等においても着実に、エコプロダクツの更なる開発・普及への取組が進展していると思われる。</p>	<p>平成 18 年度以降も引き続き主催者及び関係各省と連携し、当該表彰制度を通じて当省所管事業者におけるエコプロダクツの開発普及の意識啓発に努めたい。</p>
厚生労働省	<p>生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進 ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。</p>	<p>食肉販売業及び氷雪販売業の振興指針の全部改正の際に、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付けた。</p>	<p>新たに 2 業種の振興指針に環境配慮に関する事業内容を盛り込み、生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進を図った。</p>	<p>引き続き、他の業種の振興指針の全部改正の際には、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。</p>

第3節 循環型社会ビジネスの振興

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省	食品循環資源の再生利用のために行う先導的・モデル的な施設整備に対する補助を実施。	平成16年度 先進的・モデル的な食品リサイクル施設2地区の整備を支援。 平成17年度 バイオマス利活用の一環として食品リサイクル施設等9地区の整備を支援。		引き続き、食品循環資源の再生利用のための先導的・モデル的な施設整備を実施。
	バイオマスの革新的な循環・利用技術の開発、再生可能な作物資源由来の工業原材料を生産する技術の開発。 地域におけるバイオマスの賦存状況を把握した上で、飼料・肥料、工業原材料等を資源として循環利用していくためのシステム化技術の開発を実施。	排せつ物の革新的な循環・利用技術の開発 上向流嫌気性汚泥床法による污水处理技術に、リン酸マグネシウムアンモニウム反応を用いたリン回収装置を組み合わせた污水处理装置を開発し、実証試験を実施。 家畜排せつ物等の臭気低減・循環利用技術の開発 光触媒を利用したフィルターによる畜舎の脱臭技術を開発。 畜舎、堆肥舎から発生する悪臭を吸着した水から悪臭成分の除去技術を開発。 食品加工残さ等の有機性廃棄物及び農林水産業施設廃棄物についての革新的な循環・利用技術 発酵ポテトパルプの抽出物が、麺類や米飯類に対して優れたほぐれ効果のあることを発見。 サツマイモでん粉製造工程において、廃液の少ないでん粉の製造方法、発生した廃液から有用物質（ α -アミラーゼ）を抽出する技術を開発。 食品廃棄物を加熱処理後、乳酸菌を添加して調整し、保存性を向上させた発酵リキッド飼料により、豚を肥育する技術を確立。 アコヤガイ貝肉からセラミド誘導体（セラミドエチルホスホン酸、スフィンゴリエリン等）を効率的に抽出し、抽出後の残さも良質魚粉として利用する技術を開発。 作物資源由来の工業原材料生産技術の開発 バイオマスを原料にメタノールを生産する農林バイオマス1号機を開発し、同機に接続するガス化発電システムの開発。さらに、実証試験を行い連続運転に成功。 バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発 地域の物質循環を診断するソフトウェアを開発し、ソフトウェアについての利用講習会を実施。 バイオマスの地域性を考慮した、個別技術を最適に組み合わせた地域モデルの構築と経済・環境面の評価及び実証試験を、全国5箇所（千葉県北東部、宮崎県都城市周辺、沖縄県宮古島、北海道十勝地域、東北大規模水田地域）で実施中。	平成15.16年度の成果に加え、平成17年度は進捗状況に記述したとおり、さらなる成果を得た。なお、地域モデルの構築と経済・環境面の評価及び実証試験については、計画どおりに着手し、バイオマスの地域性を考慮し、我が国を代表する農業形態である地域モデルでの実証試験を実施中。	引き続き、「農林水産バイオリサイクル研究」ではバイオマスの革新的な循環・利用技術等の開発を行うとともに、バイオマスの地域循環システムの実用化を促進するための地域モデルの構築及び実証に関する取組を実施。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省	アブラソコムツ等の未利用資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用して食品等への添加を図る技術の開発。また、水産加工残渣を高鮮度で回収するシステムの開発と、より高度にリサイクルする技術の開発を実施。	アブラソコムツについては、ワックスを含む殆どの脂質の除去が可能であることが明らかになった。コンブについては、溶媒抽出・カラムクロマトグラフィー等により、フコキサンチン(カロチンの一種)を80%以上の純度まで精製できた。		アブラソコムツのエキス中のワックスを含む脂肪の効率的な除去方法及びたんぱく質の効率的な回収方法の開発。コンブ等海藻類については、酸・アルカリによる濃縮条件について、さらなる検討が必要。フコステロールについて同様の検討。今後は、平成17年度までの成果を踏まえ実用化に向けた検討、技術開発。
経済産業省	環境適合製品にかかる情報開示基盤を構築し、環境適合製品の普及を促進するため、ISOタイプ環境ラベル「エコリーフ環境ラベル」の普及に取り組む。	平成14年度にプログラムがスタートし、平成16年度末で378件のエコリーフ環境ラベルが登録。	エコリーフ環境ラベルの登録件数は、平成16年度末の234件に比べて着実な伸びを見せているが、引き続き普及促進に努めていく必要がある。	社会におけるエコリーフ環境ラベルの浸透度合いとしては未だ低水準であるため、製品分類の業種やエコリーフ環境ラベルの利用者を増やすための普及活動を推進する。
経済産業省	毎年度環境・資源循環専門委員会において平成14年度に設定した「環境JISの策定アクションプログラム」の中で定められている環境JIS策定中期計画を改定。計画に基づき各分野で規格の策定及び調査研究を行っている。これまでに改正・制定した環境規格の活用状況について調査・検討を行い、これをベースにして活用の促進を図る。	平成17年度に「3Rの推進」テーマについて制定・改正した規格(再生品などの他、その評価方法の規格)は11件。また、環境配慮設計や製品に係る有害物質対策等に資する規格として制定・改正された規格の中にも、例えば、電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法(通称J-Moss)など、3Rの推進にも資する規格がある。「3Rの推進」の他「環境配慮設計」、「地球温暖化対策」、「有害物質対策」、「環境汚染対策」に資する規格(環境JIS)について活用状況を調査した。環境JISの活用状況としては、法律、条例、仕様書、契約書などに約40%の規格が引用されていること、省資源・有害化学物質フリー・廃棄物削減の改善効果が認識されていること、また、環境JISは「製品の生産と物流」、「製品の廃棄」段階より「製品の使用」段階での活用を目的とした規格が多いことなどが活用状況調査により判明した。	テーマ内容の見直しや制定・改正時期の見直しを実施した結果、ほぼ計画通り達成した。「3Rの推進」に資する規格は平成14年度～平成17年度で31件の制定・改正がなされ、これらの規格による改善効果として再生品などの利用促進・用途拡大などが挙げられている。環境JISの活用調査結果を活かし、さらなる促進を図る必要がある。	環境関連法規、公共調達基準などへの引用・活用が可能となるように分野別環境配慮規格整備方針に基づき規格の策定又は改正に際し環境側面の導入を考慮し、整備方針に関する情報をJIS原案作成団体やISO・IEC国内審議団体などに積極的に提供し、規格作成段階における環境側面の導入を促進する。環境JISの活用状況についてグリーン購入をテーマにした調査を行い、環境資源循環専門委員会にて検討し、これをベースにしながらさらなる展開を図る。
経済産業省	循環ビジネス人材教育事業 中小企業等の経営層、管理者層及び実務者層を対象に、循環ビジネスの実践に必要な廃棄物・リサイクル関連法規や環境適合製品等に関する研修を全国的に行う。「循環ビジネスアドバイザー派遣事業」 循環ビジネスの実践について、企業の具体的なニーズに合わせた、きめ細やかな助言を行うためのアドバイザー派遣を実施。	循環ビジネス人材教育事業は、平成17年度に40回(前年度は40回)の研修を実施。研修参加者は1,918人(前年度は2,190人)であった。循環ビジネスアドバイザー派遣事業については、平成17年度に、23回(前年度39回)実施した。	研修の実施回数については、昨年と同数であるが、研修1回当たりの人数は減少している。これは、平成17年度については、これまで研修を実施していない地方都市の中小企業を中心に研修を実施したことによるものと考えられる。	受講者からのアンケート結果によれば、約80%が理解できたと回答(昨年は約90%)していることから、引き続き高い事業効果を上げていると考えられる。

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>環境コミュニティ・ビジネスモデル事業 地域の企業、NPO、市民団体等の地域コミュニティを形成する主体が連携・協働し、地域が有する環境問題の解決、地域の活性化を経営的感覚に基づき実践する「環境コミュニティ・ビジネス」を発掘し、その展開を支援することを通じて、持続的かつ効率的な環境負荷の低減を図る事業を実施した。</p> <p>グリーン・サービサイジングモデル事業 グリーン・サービサイジング事業」とは、従来型の「製品の販売を前提としたビジネス」と比較して、より環境負荷低減効果の高い「サービス提供型のビジネス」に資する事業である。本モデル事業では、「環境負荷低減」及び「競争力を有する新たなビジネスモデルの創出」の両面で効果がある先導的なサービサイジングの取組を発掘し、その事業を支援することを通じて、21世紀型の持続可能な社会構築に向けた事業活動の進展を図る事業を実施した。</p>	<p>「環境コミュニティ・ビジネスモデル事業」については事業開始から3年目となる平成17年度は、全国から93件の応募があり、うち13件を採択。(平成15年度は9件、平成16年度は15件採択。) 「グリーン・サービサイジングモデル事業」については、初年度となる平成17年度は、全国から42件の応募があり、うち3件を採択。</p> <p>2つの事業ともに、各採択団体の活動団体について、経済産業省ホームページ等により広く周知。エコプロダクツ展、成果発表会において、モデル事業の活動成果を報告するなど、普及・啓発を行った。</p>	<p>環境コミュニティ・ビジネスモデル事業 モデル事業に採択された団体と、その他の関係団体との間で、ネットワーク構築の促進が図られ、新たなビジネススキームを生み出す源泉となるなど、国が本事業を実施することによる波及効果が着実に現れている。</p> <p>グリーン・サービサイジングモデル事業 採択団体の広報、経済産業省ホームページ、イベントでのセミナー開催、成果発表会、新聞や雑誌等により、「グリーン・サービサイジング」という語句の意味やその活動内容が周知され、環境ビジネスとして、ある程度の広がりがみられた。</p>	<p>2つの事業ともに、採択事業の環境負荷低減効果、ビジネスとしての成功率、他地域への波及効果等をより検証していく。また、平成18年度及び平成19年度は、事業内容やその定義、採択団件事例、先進事例等をまとめて事例集を作成する等、今までの事業成果の取りまとめを行う方針。</p>
経済産業省	<p>循環型経済社会システムを構築するため、2010年度までに、再生利用率を一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%にする 最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも1997年度に比して半減することを目標とし、3R対策の促進に必要な基礎研究、実用化開発等技術開発をパッケージ化し、3Rプログラムとして体系的に実施。</p>	<p>平成17年度は製品の設計・製造段階での有害物質の使用排除を可能とする技術や建設構造物の長寿命化に資するメンテナンス技術、自動車鋼板の高度化・易リサイクル化のための技術の開発等を実施(全6プロジェクト)。また3R技術の普及促進のための実用化補助事業として9テーマについて事業を実施。</p> <p>平成17年3月に策定した3R分野の「技術戦略マップ」についてローリングを行い、特に重点的な取組が必要な4課題(「最終処分量削減」、「建設ストック」、「金属資源3R」、「3REコデザイン」)の解決のために必要となる技術を詳細に検討し、18年4月に公表した。</p>	<p>廃棄物のリサイクルといった下流分野における技術開発のみならず、製品の長寿命化や易3R化等製品の設計・製造段階といった上流分野から3Rに配慮するような技術開発へと対象分野を広げている。</p>	<p>3R対策を講じる必要性の高い製品等を中心に、また、最終処分量の削減に効果の大きい技術、資源の有効利用(資源枯渇対策)に効果の大きい技術、地球温暖化防止の観点から効果の大きい技術を中心に、環境配慮設計の推進等、リサイクル中心からリデュース・リユース中心へと、国際的な動きをにらみつつ、必要な3R技術の高度化を図っていく。</p> <p>その際、産業競争力、法規制や社会システムとの整合性、及び規格化・標準化等の社会的要因に関することも念頭に置きながら、技術の高度化を図る。</p>

府省名	自主点検概要																
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性													
経済産業省	<p>3Rに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては、以下の措置を行う。</p> <p>日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫からの低利融資。</p> <p>3Rに資する設備の導入にあたり、設備の特別償却、固定資産税の軽減。</p> <p>3Rに資する施設の導入やリサイクルに関する技術開発にあたり、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく承認を受けた場合に、利子補給、債務保証といった支援措置。</p>	<p>17年度低利融資の結果（単位：百万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>日本政策投資銀行</td> <td>6件</td> <td>2,620</td> </tr> <tr> <td>中小企業金融公庫</td> <td>73件</td> <td>6,340</td> </tr> <tr> <td>国民生活金融公庫</td> <td>106件</td> <td>1,438</td> </tr> </table> <p>設備の特別償却、固定資産税の軽減についての結果（単位：百万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>所得税・法人税</td> <td>348</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>86</td> </tr> </table> <p>経済産業省関係のみ</p> <p>利子補給の結果 1件（平成17年度）</p>	日本政策投資銀行	6件	2,620	中小企業金融公庫	73件	6,340	国民生活金融公庫	106件	1,438	所得税・法人税	348	固定資産税	86	<p>設備等の導入は進んでいるところであるが、引き続き支援策を講じる必要がある。</p>	<p>19年度要求においては、事業者の利便性の向上や政策目的の層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行う。</p>
日本政策投資銀行	6件	2,620															
中小企業金融公庫	73件	6,340															
国民生活金融公庫	106件	1,438															
所得税・法人税	348																
固定資産税	86																

第3節 循環型社会ビジネスの振興

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置に関する検討の実施。	平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、報告書の取りまとめを行った。本取りまとめを踏まえて、資源有効利用促進法政省令の改正を行い、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品含有物質の情報提供措置の義務付けを行った。（平成18年7月1日施行）	製品3R高度化ワーキンググループにおいて、製品3Rの高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行い、資源有効利用促進法政省令の改正を行ったところ。	3R配慮設計・製造を推進するため、資源再利用指標といった製品の新たな評価軸等の統一化を図るための規格作成に向けた対応等を産業界と連携しつつ積極的に行っていく。
国土交通省	環境にやさしい資材や建設機械の特定とその使用の推進 グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進するもの。	グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進 環境負荷低減効果を有する建設機械の使用の推進（平成14年4月から） 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法等の環境負荷低減効果を有する工法の使用の推進（平成15年4月から） 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）や製材や集成材等の調達を推進（平成16年4月から） 電気炉酸化スラグ骨材や再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）等の調達を推進（平成17年4月から）		平成18年度以降に調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。
環境省	ごみの排出量がここ数年微減減少であるものの、依然として高水準で推移していることを踏まえ、その発生抑制を一層推進するための施策の一部として、市町村におけるごみ処理の有料化の導入の促進策について検討を行った。	平成17年2月の中央環境審議会の意見具申を受け、同年5月に廃棄物処理法に基づく基本方針が改正され、市町村が経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進することが国の廃棄物政策の基本方針に明記された。	廃棄物処理法に基づく基本方針の改正を受け、一般廃棄物の処理に関する有料化の進め方を示すための「有料化ガイドライン」の策定に着手した。	平成17年度に引き続き、ごみ処理の有料化を進めるにあたっての留意事項に関する考え方や、検討の進め方、これまでの知見等について検討を行い、「有料化ガイドライン」を平成18年度中にとりまとめ、有料化を行う市町村の取組を支援する。
環境省	手続きの合理化と規制強化 ・廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続きの合理化を図る ・産業廃棄物処理業等の許可に係る特例の制定及び廃棄物の適正処理を確保するための各種規制強化を図る。	廃掃法の改正により以下の制度改正を実施 広域的なリサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例制度導入（H15年6月改正） 産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書類備え付けの義務化を導入（H16年9月改正） 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用の厳格化と悪質な処理業者への罰則を強化した。（H17年5月改正） 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合する廃棄物処理業者に対する許可申請書類の一部免除措置を講じるなど各種手続きの合理化措置を実施した。（H17年3月改正） 石綿含有産業廃棄物等について処理基準の強化等の措置を講じた。（平成18年7月政令改正）	不法投棄等の不適正処理への対応として平成16年、17年及び18年の廃棄物処理法の改正を始めとして、各種規制の強化を図る一方で、各種手続きの合理化も着実に推進した。	平成15年から18年の制度改正事項が着実に実施されていくように諸策を講じていく。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究事業、技術開発事業等の推進のため、廃棄物処理等科学研究費補助金により以下の3事業を実施している。</p> <p>廃棄物処理対策研究事業 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 廃棄物対策研究推進事業</p> <p>競争的資金制度を活用したこれらの制度において広く研究テーマや開発する技術を募り、評価の高い課題に対し必要経費を補助している。</p>	<p>廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用の促進等に資する研究や技術開発への支援を行った。また廃棄物対策研究推進事業によりこうした成果の普及に努めた。</p> <p>平成17年度の採択課題 廃棄物処理対策研究事業 49件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 6件 平成18年度の採択課題 廃棄物処理対策研究事業 54件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 10件</p>	<p>平成16年度に続き、廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用の促進等に資する研究や技術開発への支援及び当該研究成果等の普及を着実に実施した。</p> <p>また、政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、3Rの推進やアスベスト廃棄物の無害化処理に関する研究を重点テーマとして示し、これらの課題の積極的な採択を行った。</p>	<p>政策ニーズを効果的・効率的に実現するため、引き続き3Rの推進やアスベスト廃棄物の無害化処理に関する研究とともに、廃棄物系バイオマスの利活用や漂着ごみの適正処理を図るための研究・技術開発等を重点テーマとする。</p>
環境省	<p>廃棄物処理施設における温暖化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度より、産業廃棄物処理施設において高効率な廃棄物発電施設を整備する場合、発電効率等一定の要件を満たすものに対して、国庫補助を行っている。 平成17年度からは従来の廃棄物発電施設に加え、廃棄物熱供給施設及び廃棄物燃料製造施設を補助対象施設に加えている。 	<p>平成17年度においては、廃棄物発電施設、廃棄物熱供給施設及び廃棄物燃料製造施設の整備について計7事業所に対して国庫補助を行った。</p>	<p>平成17年度からは温暖化対策の施設整備のメニューを増強し、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を推進している。</p>	<p>今後もこれまでどおり推進予定</p>
環境省	<p>グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国自らも事業者・消費者としてグリーン購入を行う。 環境ラベル等データベースや、特定調達物品に関する情報を提供する特定調達物品情報提供システムをインターネット上に公開している。 行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。 アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業（東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業）の約50%及び非上場企業（従業員500人以上の非上場企業及び事業所）の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とする。 	<p>平成16年度の国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において95%以上の高い調達率を達成。環境ラベル等データベースにおいては、平成14年8月から本格的運用。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新。</p> <p>特定調達物品情報提供システムは平成13年4月より運用を開始し、年4回の更新。</p> <p>グリーン購入取組事例データベースは、平成16年6月から運用を開始した。</p> <p>情報提供の推進や地方におけるグリーン購入セミナー等を通して、グリーン購入の取組の普及を図っている。</p> <p>比較的取組が遅いと思われる小規模自治体を主に対象として、グリーン購入に容易に取り組めるような簡易なマニュアルを作成する。</p> <p>平成17年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体 約33.8%（都道府県は100%、政令指定都市は14都市中12都市が作成） 物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業 上場企業の64.7%、非上場企業の51.5% 	<p>国等の各機関における特定調達物品の調達率については、前年に引き続き、ほとんどの品目において、95%以上の高い水準となっており、国等におけるグリーン購入は、更に定着したといえる。</p> <p>各種の情報提供データベースは、定期的に情報の追加・更新を行っており、第2回フォローアップ時と比較して、更に充実したといえる。</p>	<p>地方公共団体、特に市区町村におけるグリーン購入の取組の進展が遅れているため、地方公共団体に対するグリーン購入の取組推進方策の強化が必要である。</p> <p>更に消費者に環境ラベル等データベース、特定調達物品情報提供システム及びグリーン購入取組事例データベースを利用してもらい、グリーン購入を促進していくため、更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。</p>

第3節 循環型社会ビジネスの振興

府省名	自主点検概要																											
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																								
環境省	<p>ライフサイクルアセスメントの普及 環境保全型の製品の普及を促進するため、幅広い製品群を対象として、その環境負荷をライフサイクルの観点から総合的に評価するLCA評価手法について、多くの企業が取り組みやすい手法を確立するための検討を進めてきたところである。</p> <p>LCA評価に基づく製品の環境負荷の情報をわかりやすい形で提供する事が求められていることを踏まえ、商品やサービスに起因する環境負荷を、ライフサイクル的視点から定量化し、その結果をわかりやすく消費者に提供するシステムを構築した。</p> <p>システムの試験運用を平成17年6月から開始した。</p>	<p>LCA実施のためのガイドライン及び原単位情報(素材等の環境負荷量算出のための換算係数)データベースを作成した。</p> <p>商品等に起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を消費者に提供するシステムの試験運用を平成17年6月から開始し、システムに関する消費者向けのガイドブックを作成した。</p> <p>グリーン購入法における特定調達品目について、LCA評価の観点から複合的な環境負荷低減効果の評価を実施した。</p>	<p>商品等に起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を消費者に提供するシステムの試験運用を開始し、ライフサイクルアセスメントの普及に向けて取組が進んだといえる。</p>	<p>今後は、本格運用に向けたデータの充実及び消費者に普及させていくことが必要である。</p>																								
環境省	<p>事業者の自主的・積極的な環境への取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するため、「環境会計ガイドライン2005年版」、「エコアクション21(2004年版)」等による環境報告書の普及促進を引き続き行った。 環境報告書の信頼性の向上のため、環境報告書ガイドラインを参考に作成された環境報告書を対象に、その信頼性について自己評価を行うための「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」(試行版)を策定した。 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法。平成17年4月施行)を踏まえ、環境報告書の作成が義務付けられる特定事業者や、その他環境報告書の作成・公表に取り組んで間もない事業者のために、「環境報告書の記載事項等に関する手引き」を策定した。また、環境配慮促進法について、特定事業者を対象とした説明会やまだ環境報告書を作成・公表していない民間事業者を対象とした説明会を開催した。 <p>【循環型社会形成推進基本計画における目標】</p> <p>アンケート調査結果として、上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。</p>	<p>近年、企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化していることに加えて、環境省において、環境報告書や環境会計のガイドラインによる普及促進を通じて、環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する企業が増加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境報告書を作成している企業は年々着実に増加している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場企業</td> <td>478社(38.7%)</td> <td>510社(45.3%)</td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>265社(17.0%)</td> <td>291社(20.8%)</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>743社(26.6%)</td> <td>801社(31.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 環境会計を導入している企業は年々着実に増加している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成15年</th> <th>平成16年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上場企業</td> <td>393社(31.8%)</td> <td>416社(36.9%)</td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>268社(17.2%)</td> <td>296社(21.2%)</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>661社(23.6%)</td> <td>712社(28.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小事業者向けの環境マネジメントシステムである環境エコアクション21についてガイドラインによる環境配慮の促進を引き続き行った。財団法人地球環境戦略研究機関による認証・登録事業者数は710社である。(平成18年3月末現在)前回の154社に比べ着実に増加している。</p>		平成15年	平成16年	上場企業	478社(38.7%)	510社(45.3%)	非上場企業	265社(17.0%)	291社(20.8%)	全体	743社(26.6%)	801社(31.7%)		平成15年	平成16年	上場企業	393社(31.8%)	416社(36.9%)	非上場企業	268社(17.2%)	296社(21.2%)	全体	661社(23.6%)	712社(28.2%)	<p>環境報告書公表企業及び環境会計実施企業について見ると、その数、割合ともに順調に増加しており、前回に引き続き進展の傾向にある。</p> <p>中小企業向けの環境マネジメントシステムについて、認証・登録事業者数は順調に増加しており、前回に引き続き、進展の傾向にある。</p>	<p>【今後の課題】</p> <p>事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要である。</p> <p>環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価されるように、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」に沿って、環境報告書の記載事項をより充実させるための検討や、公的法人への説明会を引き続き実施するなど、環境に配慮した事業活動の促進のために必要な施策の推進が必要である。</p> <p>金融のグリーン化を進め、社会的責任投資(SRI)の推進などを通じて、環境保全のみならず広く持続可能性をも視野に入れた企業の社会的責任(CSR)への取組を積極的に促進することが必要である。</p> <p>【見直しの方向性】</p> <p>環境報告書の記載事項充実のための検討や、公的法人への説明会の実施など環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進などを展開していく必要がある。</p> <p>循環型社会ビジネスの振興に向けて、環境と金融の観点から、環境技術などの我が国が世界に誇れる「環境力」と、1,500兆円を越える個人金融資産の「金融力」を融合させ、金融の機能を活用して、「お金」の流れを環境に配慮されたものに変えていくために必要な施策を推進する必要がある。</p>
	平成15年	平成16年																										
上場企業	478社(38.7%)	510社(45.3%)																										
非上場企業	265社(17.0%)	291社(20.8%)																										
全体	743社(26.6%)	801社(31.7%)																										
	平成15年	平成16年																										
上場企業	393社(31.8%)	416社(36.9%)																										
非上場企業	268社(17.2%)	296社(21.2%)																										
全体	661社(23.6%)	712社(28.2%)																										

第3節 循環型社会ビジネスの振興

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	サッカー場等の閉鎖的なイベントにリユースカップを導入する際に併せてデポジットを導入し、その効果の検証を実施する。	デポジットの有無によるカップの回収率の差の比較検討を行い、サッカー競技場では返却・回収システムにより回収率が変化することなどの調査結果を得た。	引き続きデポジットを導入している新潟スタジアムの取組について情報収集を行い、リユースカップの衛生的な洗浄・保管について知見を収集した。	リユースカップ導入の際の課題として、イベントの内容や施設の状況、営業の形態などを総合的に勘案して制度を構築し、デポジットの有無や運営のしくみ、実施エリアや対象飲料の範囲などについて最適な選択を行うことが重要であることから、過去の調査報告やヒアリング調査等を取りまとめ、リユース食器導入促進に関するマニュアルを作成する。

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
厚生労働省	水道事業における廃棄物・リサイクル対策の推進 平成16年6月に定めた「厚生労働省における環境配慮の方針」において、水道施設整備による建設廃棄物の減量化及び建設残土の再生利用の推進に努めることとしている。	再資源化率等を経年的に把握するための手法について検討を行った 水道事業における建設副産物・浄水汚泥のリサイクル事例等を紹介した「水道事業における環境対策の手引書」をホームページ上に公開した。	再資源化率等を経年的に把握する体制が整備された	経年的に把握した再資源化率等の情報をもとに、引き続き、水道事業者に対して、水道施設整備による建設廃棄物の減量化、建設残土の再生利用の推進に努めるよう指導等を行っていくこととする。
農林水産省	「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえた我が国の国内実施計画の履行のため埋設農薬の掘削・回収及び処理に対する補助を実施。	「埋設農薬最終処理事業」（国庫補助事業）により、535トンの埋設農薬の最終処理を実施。（平成16年度は187トンの最終処理を実施。）	「埋設農薬最終処理事業」（国庫補助事業）により、埋設農薬の適正処理等を開始し、着実に取組を進めている。	埋設農薬の処理については、三位一体改革に係る税源移譲により、平成18年度以降、都道府県の責任において実施することとされた。
	建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事で、特に直轄事業において先導的にリサイクルを推進。平成14年5月に策定された「建設リサイクル推進計画2002（国土交通省）」に示されている目標値（平成22年度）を目指す。	全国ブロック毎に地方整備局、地方農政局、都道府県、公団等で組織する地方建設副産物対策連絡協議会において、建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために必要な情報収集・交換等を実施。	地方建設副産物対策連絡協議会において、講習会や説明会を開催し、関係者に対して情報提供等を行った。	建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。
	人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用等を促進するため、リサイクルやダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設等の整備による木材産業の体質強化や森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組に対する支援を実施。	12企業（12工場）による環境保全施設整備等の導入に対し利子助成措置を実施した。（H16年度は20企業（21工場）に対して実施） 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組を支援するため、21都道府県において大工・工務店への講習会を実施。（H16年度は18都道県で実施）	「顔の見える木材での家づくり」に取組む団体数が、182団体（平成16年）から218団体（平成17年）に増加するなど、一定の効果が見られた。	環境保全等に対応した合理的な木材産業の加工・流通体制の整備や、木材産業と住宅生産者が連携した「顔の見える木材での家づくり」を支援する技術の開発や情報の体系化・普及の取組を今後も更に推進していくことが必要。
経済産業省	産業構造審議会 廃棄物処理・リサイクルガイドライン 事業者の自主的な取組を促進することを目的として、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容について整理している。また、ガイドラインは、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。	平成2年にガイドラインが策定されて以来、順次対象品目、対象業種の追加を行っているほか、既存品目・業種についてもリサイクル率などの目標値の見直しなどを行い、企業活動中でのリデュース・リユース・リサイクルの推進のために必要な取組の見直しを行っている。これにより、本ガイドラインの対象としている品目・業種は、一般廃棄物量の約70%、産業廃棄物量の約40%をカバーしたものとなっている。 平成17年度は、平成15年度改定からの状況の変化、目標達成状況等を踏まえて必要な改定を行ったところ。 平成18年度は、取組の進捗状況を確認するとともに、いくつかの品目・業種において目標値の改定を行ったところ。	平成17年度における品目別・業種別廃棄物処理リサイクルガイドラインの改定においては、平成15年度のガイドラインの大幅な改定を踏まえて、必要に応じて目標値の新設・改定を行うとともに、3Rのより一層の推進に向けて必要な改定を行い、併せて個別品目・業種別のこれまで1年間の3R対策の進捗状況と今後行う予定の事項について点検を行った。	今後も、ガイドラインの進捗状況や技術開発の動向などを踏まえ、リサイクル目標の改定、環境配慮設計の推進・有害物質対策の強化など、事業者が取り組むべき事項の見直しを継続的に行っていく。 また、近年技術革新などから急速に需要が伸びている品目や、多品種少量生産などのためにこれまでガイドラインの統一的な取組の対象となりにくかった品目や業種の追加などを積極的に行っていく。
経済産業省	特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催した。	特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談に対応した（平成16年度約6,400件 平成17年度約12,400件）。バーゼル法等説明会は環境省と共催で平成17年度に全国11か所で開催した（前年度8か所）。 なお、バーゼル法に基づく平成17年の輸出の承認件数は22件（前年度11件）、輸入の承認件数は25件（前年度23件）。	平成16年度に比べ事前相談件数が倍増し輸出入業者へのバーゼル法の周知が進んでいる。また、説明会を前年から3か所増やして11か所で実施し、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の更なる周知を図った。 なお、バーゼル法に基づく輸出承認件数は倍増した。	中国等アジア向けの循環資源の輸出が増加しており、引き続き、バーゼル条約の制度の趣旨の周知を図り、不適正な輸出入を防止する必要がある。 （事前相談件数の増加に対応するため、事前相談業務の一部を平成18年9月から外部団体に委託した。）

自主点検概要

府省名	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>アジア各国における廃棄物の適正な処理の推進及びアジア大の資源有効利用を図るため、適切な資源循環システムの構築を図る観点から、アジアにおけるリサイクルの推進を目的とした技術協力を実施する。</p>	<p>平成16年12月、タイの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物・リサイクルコース研修(AOTS)を実施。我が国のリサイクル、廃棄物管理に対する取り組みへの理解を深めさせた。(研修受講者は30名)。</p> <p>平成17年2月、ベトナムの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物管理導入研修(AOTS)を実施。CTC(Center for Technology Transfer)及びHEPZA(ホーチミン輸出加工区)の環境管理者が廃棄物の全体の流れや廃棄物処理の各段階に於ける処理技術を習得させた(研修受講者は30名)。</p> <p>平成17年3月、マレーシアのリサイクル関連民間企業の実務担当者を招聘し、我が国のリサイクル政策とリサイクル産業の現状を紹介した(招聘者数26名)。</p> <p>平成17年11月、タイの企業関係者を対象に、蛍光灯リサイクルをテーマに、日本の環境保全対策の歴史、現状、技術を紹介した(招聘者数21名)。</p> <p>平成18年3月、フィリピンの研究機関関係者、企業関係者を対象に、日本における産業廃棄物処理対策、処理技術を紹介した(招聘者数28名)。</p> <p>平成18年3月、フィリピンの研究機関関係者、企業関係者を対象に、日本のリサイクルガイドラインや企業の取り組み活動を紹介した(招聘者数24名)。</p> <p>平成18年3月、マレーシアの研究機関関係者、企業関係者を対象に、日本におけるリサイクル&廃棄物処理対策の理解や特にプラスチック分野における処理技術の研修を実施した(招聘者数26名)。</p>	<p>リサイクルに関心を有する国も多くなり、新たにフィリピンを研修対象国とした。また、対象人数が昨年度に比べ増加した。</p>	<p>各国のリサイクルへの取り組みの状況を踏まえつつ、技術協力を実施する。</p>

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	<p>新たなリサイクルシステムの構築 自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築に関する検討の実施。</p>	<p>バッテリー回収・リサイクルシステムの再構築のため、関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等についての検討会（専門委員会）を、産業構造審議会及び中央環境審議会に設けて合同で議論を進め、報告書（案）に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて報告書の取りまとめを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施時期：平成17年8月11日～9月12日 ・報告書の公表時期：平成17年12月27日 <p>報告書の概要：再構築に向け、実効性を確保するための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定するとともに、自動車用バッテリーを部品として使用する製品を指定（同法政令） ・リサイクルの実施主体を規定（同法省令） <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー製造事業者及び輸入者 ・バッテリー使用機器製造事業者及び輸入者 	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会の合同部会によって審議された報告書（案）に対するパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて報告書の取りまとめを行った。</p>	<p>関係各事業者による自主取組についての実務的検討をはじめ、改省令改正の実施等、制度実施に向け必要な措置を講ずる。</p>
経済産業省	<p>各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止することによって、持続可能なアジア循環型経済社会圏の構築を図る。</p>	<p>政策対話の実施 フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシアと3Rを議題の1つとしたグリーン・エイド・プラン（GAP）の政策対話を実施した。（平成17年度各1回、平成18年度も現在までに各1回）</p> <p>情報の共有化 各国ルールや廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化を図るため、平成17年度からJETROを通じて、アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策の調査及び情報提供を実施している。（平成18年度も継続）</p> <p>アジア各国における循環型経済社会構築に向けた施策 中国等の中央・地方政府職員を受入れ、日本の3R政策等の説明を実施した。（平成17年度は72名、平成18年度は現在までに104名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策 ITを活用したトレーサビリティの確保に関して、平成17年度に実施した基礎調査を踏まえ、平成18年度からモデル事業を実施している。 ・平成17年4月に3Rイニシアティブ閣僚会合のサイドイベントとして開催された3Rイニシアティブ国際シンポジウムでも議論を行った。 	<p>平成16年10月に産業構造審議会・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループで取りまとめられた報告書（「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」）で示されている施策展開の方向性に従って取組を進めているところである。</p>	<p>日中省エネルギー・環境総合フォーラムや日中3R政策対話を開催し、意見交換を実施する予定。</p> <p>国際機関との連携の一環として、OECDに地球規模での3R促進を目的とする調査提案等を実施予定。</p>

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置に関する検討の実施。	平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行った。本取りまとめを踏まえて、資源有効利用促進法政省令の改正を行い、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品含有物質の情報提供措置の義務付けを行った。(平成18年7月1日施行)	製品3R高度化ワーキンググループにおいて、製品3Rの高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行い、資源有効利用促進法政省令の改正を行ったところ。	3R配慮設計・製造を推進するため、資源再利用指標といった製品の新たな評価軸等の統一化を図るための規格作成に向けた対応等を産業界と連携しつつ積極的に進めていく。
国土交通省	平成14年5月に策定された「建設リサイクル推進計画2002」に基づいて平成22年度の目標等を定め、各種施策を実施。	建設発生木材については、千葉県をモデルとして、関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループを設置し、平成17年10月に「千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画」を策定した。 建設汚泥については、平成17年6月に、学識経験者、行政機関、関係業団体等で構成する建設汚泥再生利用指針検討委員会を立ち上げ、平成18年3月に委員会報告書を取りまとめた。これを受け、平成18年6月に「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等を策定した。 建設混合廃棄物についても、リサイクルを促進するための検討を進める。 建設発生土については、平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に基づき、平成22年度までに公共工事における利用土砂の建設発生土利用率を95%にすることを目標に、建設発生土の工事間利用等を推進。	平成17年度に建設副産物実態調査を実施したところであり、平成18年度中にその調査結果を取りまとめる予定	アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊 平成14年度の実績でいづれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。 建設発生木材 平成17年10月に千葉県をモデルとして策定した「建設発生木材リサイクル促進行動計画」の成果を踏まえ全国展開を図る。 建設汚泥 平成18年6月に策定した「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき建設汚泥の再生利用の促進を図る。 建設混合廃棄物 首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会において、本システムの構築に向けた検討を行う。 建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げた各種施策を着実に実施する。
国土交通省	FRP船リサイクル関係 FRP船の3Rを推進する。 ・経済的なFRP船リサイクルシステムを構築するための技術的・制度的基盤の整備を図る。 ・FRP材の使用量が少なく、使用済みになった際の処理が容易な「エコ・ポート」の開発 ・FRP船の長寿命化技術の研究など。	平成17年度においては、11月から運用が開始された「FRP船リサイクルシステム」のサポートを行うとともに、「エコ・ポート」の普及促進に努めた。	「FRP船リサイクルシステム」を安定的に運用していくための検討が必要。	システムを安定的に運用していくための新たな処理技術適用等に関する検討を実施する予定。
国土交通省	国際静脈物流システムの構築 将来発生量の増大が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源について、その有効活用を図るため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた検討を進める。	物流管理の強化、情報ネットワークの形成など効率的な国際静脈物流に対応したリサイクル拠点及びネットワークの形成に向けた推進方策について検討している。 平成17年度には、国際静脈物流の効率化を図るにあたり必要となる国際循環資源の流動実態の分析と課題の抽出を行った。	国際循環資源の流動実態の分析と課題の抽出等、国際静脈物流システムの構築に向けた取組が進展した。	循環資源の品質管理の強化及び情報共有化等、循環資源の輸出を適切かつ効率的に行うための検討を行う。

自主点検概要

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>石綿含有廃棄物の適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿を含む廃棄物は、有害性を有するとともに、建築物の解体等の増加により大量に発生することから、円滑かつ安全な処理を確保することが不可欠であるが、最終処分場への埋立に限られていたのが現状である。しかし、今後大量に発生することが予想される石綿含有廃棄物の埋立以外の新たな処分ルートを確保するため、平成18年2月の廃掃法改正により、石綿が含まれている廃棄物について、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び施設設置に係る都道府県知事の許可を不要とする制度を創設。 廃掃法令等の改正により石綿含有廃棄物について処理基準の強化等の措置を講じた。 	<p>改正法が平成18年8月9日に、改正令が平成18年10月1日に施行され、今後認定に向け所要の作業を行っているところ。</p>		<p>多岐にわたる石綿含有廃棄物の処理技術について、申請に対し迅速な対応を行うため様々な処理技術に対する知見の収集を行う必要がある</p>
環境省	<p>廃棄物等の不適正な輸出入の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。 輸出入事業者等に対してバーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催する。 不法輸出入が疑われる事案について、港において税関が実施するコンテナの開封検査等に立ち会うなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。 日本との間で循環資源の貿易量が大きいアジア地域において適正な循環資源等の輸出入を確保するため、アジア各国間で不法輸出入事案や各国の関係法制度の情報共有等を行うアジア不法輸出入防止ネットワークを構築する。 	<p>バーゼル法に基づく平成17年の輸出の承認件数は15(11、5)件(括弧内は平成16年、15年のデータ。以下同じ。)</p> <p>輸入の承認件数は29(19、19)件</p> <p>廃棄物処理法による平成17度の輸出の確認の量は689,460(273,060、136,400)トン、輸入の許可の量は12(40、293)トン。</p> <p>バーゼル法等説明会を平成17年度に全国11(8、7)か所で開催。我が国の企業が中国へ輸出した廃プラスチック中に、中国の基準に違反する再生利用に適さないものが混入していたことから、平成16年5月から翌年9月にかけて、中国政府は日本からの廃プラスチックについて輸入停止措置を講じた。また、輸出された中古バッテリー、テレビ等が各国から返送される事案が増加している。</p> <p>このような問題に対応するために、平成17年10月に設置された地方環境事務所における廃棄物等の輸出入に関する事前相談窓口の拡充、税関との連携強化等、現場対応の充実を図った。また、平成17年に廃棄物の無確認輸出について未遂罪及び予備罪を創設するなど不適正輸出入対策の一層の強化を図った。</p> <p>アジア地域における廃棄物等の輸出入に関する情報交換等を目的とし、アジア各国のバーゼル条約担当者を招いたワークショップを昨年に引き続き開催するとともに、ウェブサイトの拡充を行った。また、バーゼル条約事務局が進めるアジア太平洋地域のE-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクトについて、ワークショップを日本で開催するなどの貢献を行った。平成16年12月にアジア各国のバーゼル条約担当者を招いたワークショップを開催し、アジア域内での有害廃棄物の不法輸出入を防止するためのネットワークを構築することが合意された。また、当該ネットワークの活動の一つとして、ウェブ上での情報の交換・共有等を目的としたホームページを構築し、その試行運用を行った。</p>	<p>バーゼル法等説明会等により引き続き関係者への法制度等に関する情報提供を行った。地方環境事務所の設置による現場対応の充実、廃棄物処理法における廃棄物の無確認輸出未遂罪及び予備罪の創設等により、廃棄物等の不適正な輸出入防止への取組が進展した。</p> <p>アジア域内での有害廃棄物の輸出入等を防止するためのネットワークの構築については第2回ワークショップを開催したほか、各国法制度の情報交換等を行うウェブサイトの運用を開始するなど、取組を本格的に開始した。また、バーゼル条約事務局が進めるE-wasteの環境上適正な管理に関するプロジェクトに貢献するなど、国際的な連携を拡大した</p>	<p>日本からアジア各国に向けて、循環資源の輸出量が引き続き増加しているほか、電気・電子機器廃棄物等の不法輸出が懸念されており、引き続きバーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する必要がある。</p> <p>一方で、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理を確保しつつ循環型社会を国際的に形成することを念頭に置き、日本と循環資源の貿易量が大きいアジアを中心に、新たなルールや仕組み作りを検討するとともに、キャパシティビルディング等途上国支援を図る必要がある。</p>

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>廃棄物処理法を改正するとともに、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき、支障除去等事業を行う都道府県等に支援を行った。</p> <p>廃棄物処理法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）制度の創設 ・国の役割の強化 <p>産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年廃棄物処理法改正法の施行（平成10年6月17日）前に開始された産業廃棄物の不適正処分による生活環境保全上の支障の除去等事業に財政支援。 	<p>平成17年度には、新潟県及び福井県の2事案について、産廃特措法に基づき県が策定した実施計画に環境大臣が同意した。</p> <p>地方環境事務所の廃棄物・リサイクル担当職員を増員し、緊急時における国の廃棄物処理施設等への立入検査体制を強化した。</p>	<p>法改正等により施策の充実が図られたと考えられるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。</p>	<p>不適正処分事案の早期発見、拡大防止を図るため地方環境事務所を地方支分部局とし、廃棄物・リサイクル担当職員の充実、強化を図る等の環境省における体制の整備。</p> <p>制度を支える人材の育成。</p> <p>優良産廃処理業者の育成。</p> <p>電子マニフェストの普及促進。</p>
環境省	<p>市町村において処理することが困難な廃棄物（適正処理困難廃棄物）に関して、関係者の適切な役割分担のもとで、適切な処理体制が構築されるよう検討を進めている。</p>	<p>市町村における適正処理困難廃棄物の排出・処理実態・事故発生状況に関する調査結果を踏まえ、特に適正処理確保に関して要望の多かったスプリングマットレスやエアゾール缶について市町村、関係業界及び関係省庁と検討を行った。</p> <p>エアゾール缶については、関係業界が充てん物を容易に排出できる中身排出機構の採用を19年度注に概ね行うとともに、関係業界、市町村が中身排出機構についての周知を図り、充てん物の入った缶が排出されないよう努めることとしている。</p> <p>廃消火器については、平成17年9月に広域認定の品目として追加し、平成18年9月から消火器メーカー3社（国内シェアの合計は全体の約7割）による広域処理が行われている。なお、他の消火器メーカーも現在申請の準備中。</p> <p>廃FRP船については、平成17年9月に広域認定の品目として追加し、平成17年11月からFRP船の製造業者を中心とする業界団体である社団法人日本舟艇工業会により、瀬戸内海・北部九州を中心とした地域において広域処理が行われている。今後、順次対象地域を拡大し全国展開を図る予定。</p> <p>既に広域認定の品目としている廃二輪自動車については、現在までに17件の認定を行っており、広域処理が定着している。また、廃密閉型電池、廃開放型蓄電池については、製造事業者等による認定申請に向けた調整が行われている。</p>	<p>適正処理困難廃棄物の処理体制構築に向け、廃消火器やFRP船が新たに広域認定の対象品目に追加し、製造事業者等によるリサイクルを着実に推進している。</p>	<p>スプリングマットレスについては、関係業界において処理の実態、技術及びスキームの検討調査を行っているところ。また、一部のメーカーでは広域認定制度を活用した自社製品のリサイクルシステムを検討中であるため、こうした動向を注視しつつ、引き続き市町村、関係業界及び関係省庁とともに、適切な処理体制の在り方について検討を行っていく。</p> <p>エアゾール缶については、経済産業省と協力・連携し、消費者に対して中身排出機構を使用し中身を出し切ってから排出することの情報提供に取り組む。また業界や市町村の取組の効果の検証について支援する。</p>

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
文部科学省	<p>「人・自然・地球共生プロジェクト」 大学をはじめとした各研究機関等の研究資源を活用し、環境分野における研究開発を効率的に推進するため、温暖化予測「日本モデル」ミッション及び水循環変動予測ミッションからなる「人・自然・地球共生プロジェクト」を推進する。</p>	<p>温暖化予測「日本モデル」ミッションにおいては、高分解能大気海洋結合モデルによる地球温暖化のシミュレーションの結果が IPCC のデータセンターに登録され、世界の地域気候変化予測研究にも貢献している。 水循環変動予測ミッションとしては、サウジアラビア地域の水循環解析において、領域気象モデルによる砂漠緑化影響を解析し、緑化による正味の降水量増加、植物育成の自立的可能性を示した。 平成 18 年 3 月に行われた成果報告会においては、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会地球科学技術委員会の委員等による講評を実施し、2007 年発表予定の IPCC の第四次評価報告書への貢献という観点からも、科学的かつ政策的見地から貴重な成果をあげ、本プロジェクトが地球温暖化防止シナリオの作成・評価に大きく貢献するという良好な講評を得ている。</p>	概ね順調に進捗していると判断する。	温暖化ミッションとして、引き続き「日本モデル」の開発を行い、IPCC 第 5 次評価報告書への新たな寄与を目指して、温暖化予測の精度向上を図る。水循環変動予測ミッションとして、引き続き日本を中心としたアジア・モンスーン地域における陸水循環過程の解明に向けた、高解像度の水循環モデル開発促進を図る。また、研究成果報告会の開催等により、引き続き成果の普及に努める。
	<p>「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」 産官学の連携・協力により、都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスの無害化処理と再資源化（原料化・燃料化）に関する技術開発を行うとともに、要素技術、影響・安全性評価及び経済・社会システム設計に関する研究開発を行い、再資源化技術の実用化と普及を目指す。</p>	<p>高効率ガス化・エネルギー変換に関するプロセス技術開発では、目標としたエネルギー変換効率：従来方式 1.3 倍を達成した。 平成 17 年 8 月に科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会による中間評価を実施し、引き続き推進することが適切という評価を得た他、平成 18 年 3 月に行われた成果報告会においては、同分科会地球科学技術委員会の委員等による講評を実施し、全体的に研究開発は概ね順調に進捗しているとの評価を得ている。</p>	概ね順調に進捗していると判断する。	各研究グループの連携を強化し、研究を実施し成果をあげていくため、廃棄物技術や法規等に詳しいアドバイザーを新たに追加し（中間評価の指摘に対応）研究開発を推進している。
総務省	<p>地方自治体職員に対して研修を行っている自治大学校において、第 1 部課程（都道府県及び市の職員を対象）、第 1 部特別課程（第 1 部課程と同じ）、第 2 部課程（指定都市を除く市町村職員を対象）、第 2 部特別課程（第 2 部課程と同じ）、第 3 部課程（都道府県及び市町村職員を対象）の 5 つの課程で、「環境政策論」という研修課目を実施している。</p>	各課程において、「環境政策論」の研修科目を実施。	平成 17 年度も計画どおり実施している。	自治大学校においては、地方分権の推進に伴う地方公務員に対する行政ニーズの変化等に対応したカリキュラムの見直しを行っている。
総務省	<p>地球環境保全・創造事業として、地方公共団体において実施される取組を支援するためソフト事業及びハード事業に対して、所要の地方財政措置を講じた。 また、リサイクル推進対策事業として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される取組に対して、所要の地方財政措置を講じた。</p>			地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、地球環境保全・創造事業及びリサイクル推進対策事業に地方財政措置を講じる。

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省	<p>林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用施設、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材の整備等を行う。</p> <p>また、製材業、木材販売業等を営む企業（個人）が、木くずを燃料とする木くず焚きボイラーやダイオキシンの発生を抑制する焼却炉等の導入に対する機械設備導入のリース料の一部を助成する。</p> <p>さらに、人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用を推進するための新技術・新製品の開発を促進する。</p>	<p>14 地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。</p> <p>民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を3 課題（平成 16 年度5 課題）選定し、実施。</p> <p>18 企業に対して木くず焚きボイラー等の導入に対するリース料の一部助成を実施。</p>	<p>木材産業における木質資源利用ボイラーや発電機などの木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。</p>	<p>木材生産システムとも連携した安定的かつ効率的な生産・搬出・流通体制の構築を推進するとともに、発電施設や木質資源利用ボイラー等の整備、未利用材の利活用の推進、木材の循環利用推進のための技術開発等をさらに進めていく必要がある。</p>
	<p>海洋環境等への負荷を低減させるため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備を実施。</p>	<p>平成 16 年度は、2 施設、平成 17 年度4 施設の水産廃棄物等処理施設の整備を実施。</p>	<p>平成 16 年度（第2回フォローアップ時）に2 施設、今回は4 施設の整備を実施しており、水産廃棄物等の再資源化及び処理が推進された。</p>	<p>今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある。</p>
経済産業省	<p>エコタウン事業の取り組み。</p> <p>それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（ソフト事業は平成 16 年度限りで廃止、ハード事業は平成 17 年度限りで廃止）</p>	<p>本事業の実施により、これまで 26 地域のエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）を承認。</p> <p>併せてプラン中の 62 中核リサイクル施設整備事業（環境省補助分を含む）及びソフト事業に対し財政支援を実施（平成 18 年 3 月現在）。</p>	<p>昨年度に比べて、承認地域が3 地域増加（23 地域 26 地域）、補助施設数が6 施設増加（56 施設 62 施設）に対して支援を実施しており、リサイクルの進展及び先進的な環境調和型まちづくりに寄与している。</p>	<p>全国エコタウン大会を開催し、情報交換の場をつくとともに、「エコタウンプラン」の承認等を通じて循環型社会形成を目指す。</p>

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>静脈物流システムの構築(1) 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の形成を促進する。</p> <p><循環資源国内輸送コスト低減率> 目標値：平成14年度比約1割減（H19年度）</p>	<p>平成15年までに、18港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。 静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。 港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。 民間事業者が行う循環資源取扱施設の整備に対し、低金利の融資により支援する。 民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助により支援する。</p> <p><循環資源国内輸送コスト低減率> 平成16年度の実績値は平成14年度比約7%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。（平成16年度は平成14年度比7%減）</p>	<p>平成16年度実績値は平成14年度比約7%減であり、平成19年度目標に向けて順調に進展している。</p>	<p>官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。</p>
国土交通省	<p>静脈物流システムの構築(2) 「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され、平成14年に検討結果である「東京圏におけるゴミゼロ型都市の再構築に向けて」を発表し、その中で静脈物流システムの検討が今後の課題として上げられた。 都市再生本部及び首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会における議論を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度においては、首都圏におけるリサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、特に鉄道の活用に焦点を当てながら、同システムの構築における課題と対応策について、その具体化を図った。 平成15年度においては、平成14年度に行った首都圏を対象とした調査研究の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施。 	<p>グリーン物流パートナーシップモデル事業として、静脈物流案件2件に対して支援を実施。</p>	<p>静脈物流事業として、具体化された案件が出てきており、進展が見られる。</p>	<p>環境負荷低減に資する静脈物流を具体化していくためには、引き続き官民が協力して進むことが必要であり、官民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した静脈物流を発展させていくことが期待される。</p>

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル関連施設、エネルギー回収推進関連施設等の廃棄物処理施設の整備事業に対し、国庫補助等を行っている。</p>	<p>平成17年度予算において廃棄物処理施設整備国庫補助金を原則廃止し、新たに循環型社会形成推進交付金を創設した。本交付金は廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら国と地方公共団体が協働して広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。なお、補助金と同様にPFI手法を活用できることとしている。</p> <p>平成17年度は、循環型社会の形成に資するリサイクル関連施設やエネルギー回収推進関連施設等の廃棄物処理施設整備事業について、PFI手法を用いた6事業を含め307事業に対し国庫補助等を行った。 (平成16年度実績：PFI手法を用いた6事業を含めた288事業)</p>	<p>第2回フォローアップ時と比較すると、廃棄物の3Rを総合的に推進するための循環型社会形成推進交付金を創設し、単純焼却や可燃性廃棄物の直接埋立を原則禁止する等、より循環型社会の形成に資する制度とした。また、採択事業件数については、前年度よりも増加しており(平成15年度実績：PFI手法を用いた4事業を含めた261事業、平成16年度実績：PFI手法を用いた6事業を含めた288事業)、循環型社会の基盤となる一般廃棄物処理施設の整備を推進した。</p>	<p>循環型社会形成に対する取り組み状況を踏まえ、国の支援により、PFI手法など様々な手法を活用して循環型社会の基盤を支える廃棄物処理施設の一層の整備を図る。</p> <p>また、引き続き循環型社会形成推進交付金を時代のニーズに合った制度にしていくよう努める。</p>
環境省	<p>一般廃棄物処理の現状及び施策の効果を把握するため、全国の市町村等を対象に「一般廃棄物処理事業実態調査」を毎年実施。</p>	<p>平成15年度実績の調査結果を平成17年11月に、平成16年度実績の調査結果を平成18年6月に環境省ホームページ等において公表した。</p>	<p>調査結果の公表時期の早期化を図った。</p>	<p>今後とも、一般廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の早期化に努め、調査対象年度の翌年度中にデータの公表を行うよう取り組む予定。</p>
環境省	<p>公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>平成17年度においては、5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して国庫補助を行った。</p>	<p>引き続きモデル的な設備を支援することにより、今後の模範となる産業廃棄物処理施設の推進及び不適正処理の防止を図っている。</p>	<p>今後ともこれまでどおり推進の方向</p>
環境省	<p>都道府県を対象に「産業廃棄物排出・処理状況調査」を毎年実施。</p>	<p>平成17年度は平成15年度における産業廃棄物排出量について都道府県別、種類別、業種別に排出量を推計。 また産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査し、種類別に処理状況を推計。</p>		<p>今後とも、廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の一層の早期化に取り組む。</p>

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

府省名	自主点検概要			
	取組概要	進捗状況	第2回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	NPO/NGO や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。	平成 17 年度は 36 件応募があり、以下の 8 件の事業を採択して実証事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・里山の手入れの結果出る未利用材（特に竹）活用のための流通ルートづくり事業 ・都会と中山間地を生産物と廃棄物で対流・共生を図る市民事業 ・PET ボトルのキャップのリサイクルによる資源循環型モデル事業 ・かまゆかりプロジェクト事業 ・地域に眠る衣料資源の循環利用実証事業 ・「食」を通じた農村地域と中心市街地地域循環型社会形成事業 ・大都市における食品容器回収に関する意識改革推進事業 ・家電販売店との協力で蛍光管の適正処理システム構築事業 	引き続き事業を実施し、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を推進していく。	引き続き平成 18 年度も事業を公募して実施する。 なお、採択事業については、概要をとりまとめて循環白書や web マガジン Re-Style において紹介している。
環境省	地域における環境パートナーシップの形成 循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域における NPO・NGO などの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していく。	環境調査研修所においては、国及び地方公共団体における職員等の環境教育・環境学習に関する資質の向上のためにこれまでも環境教育研修、環境パートナーシップ研修等を実施してきており、今後も検討を続け内容の充実を目指す。 地域における環境パートナーシップ形成については、その拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国に設置しているところ（16 年度は、中部・近畿・中国、17 年度は北海道・東北に設置。18 年度は、四国・九州に設置予定。）。	地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。 16 年度より開始した環境パートナーシップ研修については、研修生による評価は高い。	今後も環境教育及びパートナーシップに関する研修コースの充実に取り組んでいく予定。 地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備し、環境パートナーシップの全国的なネットワークの形成を促進する。

国の取組に係る進捗状況総表(2) - 1 - 個別法・個別施策の進捗状況調査表 -

資料 1

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適性に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。</p> <p>廃棄物の排出量の増加や質の多様化、不法投棄問題の顕在化等、廃棄物をめぐる状況の変化を受け、近年数度にわたって改正が行われている。</p> <p>法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。(目標年度H22)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 排出量4,900万t、再生利用量1,200万t、最終処分量640万t 産業廃棄物 排出量4億5,800万t、再生利用量2億1,700万t、最終処分量3,000万t <p>第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみのリサイクル率21% ごみ減量処理率97% 一般廃棄物処分場の残余年数の平成14年度水準維持 し尿の衛生処理率を概ね100% 浄化槽処理人口普及率11%、(以上、目標年度H19) PCB廃棄物の処理をH28年7月までに完了 	<p>大規模不法投棄の多発等の増加などの課題を踏まえ、廃棄物処理法の改正を行った。</p> <p>基本方針の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物 排出量5,300万t、再生利用量940万t、最終処分量810万t(H16年度) 産業廃棄物 排出量4億1,000万t、再生利用量2億t、最終処分量3,000万t(H15年度) <p>廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみのリサイクル率 18% (H16年度) ごみ減量処理率 97% (H16年度) 一般廃棄物処分場の残余年数 13年 (H16年度) し尿の衛生処理率 97% (H16年度) 浄化槽処理人口普及率 8.6% (H17年度) PCB廃棄物保管量 <ul style="list-style-type: none"> 高压トランス 1.8万台 廃PCB 53t 柱上トランス 215万台 (H16年度) 	<p>基本方針及び廃棄物処理施設整備計画の目標に対する実績値は前年度に比べ概ね目標値に近づいており、適正な廃棄物処理及びリサイクルが進んでいると認識。</p>	<p>今後とも、廃棄物に関する現状の変化に合わせ、適正な廃棄物の処理及びリサイクルの推進を目指して法律の運用を行う必要がある。</p> <p>H17年度には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の違反行為に対する罰則の強化等による不法投棄の撲滅などを目指して行った改正の円滑な施行を進めていく。</p>

2. 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省 (関係府省庁) 環境省	<p>資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p>	<p>現在、各指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定省資源業種: 5業種 特定再利用業種: 5業種 指定省資源化製品: 19品目 指定再利用促進製品: 50品目 指定表示製品: 7品目 指定再資源化製品: 2品目 指定副産物: 2副産物 <p>その他、以下の取組を実施</p> <p>自動車用バッテリーリサイクルシステム再構築に向けて、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会において合同で議論を進め、パブリックコメントの結果を踏まえて平成17年12月に報告書の取りまとめを行うとともに、事業者による自主的取組についての実務的検討に対する支援を行っている。</p> <p>今後も事業者による自動車用バッテリーリサイクルシステムの構築に向けた実務的検討に対する支援をはじめ、政省令改正の実施など、制度改正に向け必要な措置を講じていくこととしている。</p> <p>産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、平成17年8月に取りまとめを行った。希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質の情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の指定再利用促進製品の製造事業者及び輸入販売事業者に対して、製品含有物質の情報開示措置を義務付けるべく、資源有効利用促進法政省令の改正を行い、平成18年7月1日に施行したところ。</p>	<p>個別品目への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車用バッテリーリサイクルシステムの再構築のために、自動車用バッテリーを指定再資源化製品に指定することに関してパブリックコメントを実施し、報告書の取りまとめを行った。 <p>製品3R高度化ワーキンググループを設置し、製品3Rの高度化を図るために必要な措置について審議・取りまとめを行ったところ。</p>	<p>今後も、対象製品の追加等により、製品全体の包括的なりデュース・リユース・リサイクルの推進を目指すとともに、事業者からの実施計画提出などを通じて、制度全体の実効性の強化を継続的に進めていく。</p>

3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省	<p>家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。</p> <p>一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。</p> <p>排出者である消費者は、分別排出を行い、市町村は、分別収集を行い、事業者は、再商品化を行うという役割を担っている。</p>	<p>容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は着実に進展している。 (平成16年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集量の合計 2,657,803(t) (前年度 2,626,089(t)) ・再商品化量の合計 2,580,780(t) (前年度 2,538,016(t)) <p>容器包装リサイクル法は、制定時の附則により、施行後10年を経過した場合において施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>これを受け、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(容器包装リサイクル制度に関する拡大審議)及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG等における議論の内容を踏まえた容器包装リサイクル法の改正案が第164回通常国会で可決・成立し、平成18年6月に公布された。</p>	<p>容器包装リサイクル制度に対して多くの関係者からの理解と協力が得られ、制度はおおむね定着してきていると考えられる。</p>	<p>今後は、上記審議会等の議論の内容を踏まえつつ、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な政省令の整備等を行う。</p>

4. 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省	<p>廃家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商品化率)以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。</p>	<p>家電4品目の回収台数は年々増加しており、施行は着実に定着している。</p> <p>過去5年間の廃家電4品目の回収台数</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度 855万台 平成14年度 1,015万台 平成15年度 1,046万台 平成16年度 1,122万台 平成17年度 1,162万台 <p>平成17年度の再商品化実績(カッコ内は法定再商品化率)</p> <ul style="list-style-type: none"> エアコン 84% (60%以上) テレビ 77% (55%以上) 冷蔵庫及び冷凍庫 66% (50%以上) 洗濯機 75% (50%以上) 	<p>家電リサイクル制度に対して消費者をはじめとする多くの関係者からの理解と協力が得られ、廃家電4品目の回収台数は増加し、制度はおおむね定着してきていると考えられる。</p>	<p>家電リサイクル法は、附則第3条において、「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされている。</p> <p>これを踏まえ、平成18年6月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWGの合同会合で見直しのための検討が行われている。</p>

5. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省 (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	<p>食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進。</p>	<p>食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成16年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品製造業 72% (前年度 69%) 食品卸売業 41% (前年度 45%) 食品小売業 28% (前年度 23%) 外食産業 17% (前年度 17%) 食品産業合計 45% (前年度 43%) <p>(平成17年度の実績値については現在調査中)</p>	<p>再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。</p>	<p>食品リサイクル法は、法第3条に基づく概ね5年ごとの基本方針の見直しとともに、附則第2条に基づき、施行後5年を経過した場合において施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>これを踏まえ、平成18年9月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会の合同会合で見直しのための検討が行われている。</p>

6 . 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>法の施行より、対象建設工事における分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を義務付けた。</p> <p>平成22年度における特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊)の再資源化等率を95%とする。</p> <p>特に、国の直轄事業においては、特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指す。</p>	<p>(特定建設資材廃棄物(全体)の再資源化・縮減率)</p> <p>再資源化・縮減率(14年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリート塊 99% ・コンクリート塊 98% ・建設発生木材 89% <p>(特定建設資材廃棄物(国の直轄工事)の再資源化・縮減率)</p> <p>再資源化・縮減率(14年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリート塊 99.5% ・コンクリート塊 97% ・建設発生木材 89% 	<p>最新のデータが前回と同じであるが、平成17年度に建設副産物実態調査を実施したところであり、その成果を踏まえ進捗状況に関する定量的な評価を行う予定。</p>	<p>アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊</p> <p>平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。</p> <p>建設発生木材</p> <p>平成17年10月に千葉県をモデルとして策定した「建設発生木材リサイクル促進行動計画」の成果を踏まえ全国展開を図る。</p>

7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>経済産業省 (関係府省) 環境省</p>	<p>自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図る。</p>	<p>本格施行 平成17年1月1日 ・行為義務、リサイクル料金の預託義務(引取時)等が発生 平成17年2月1日 ・リサイクル料金の預託義務(新車登録、継続車検時)が発生</p> <p>周知・広報活動 ・17年1～2月 第2回中古車ディーラー・モータース・車体整備事業者等向け説明会 ・17年5～6月、18年1月 自動車リサイクル法関係行政連絡会議 ・その他 テレビCM(9月上旬に集中的に実施)、ラジオCM(7月から放送開始)、 新聞広告(9月下旬)、雑誌広告、リーフレット(9月より約1,000万枚配布)、 ポスター(9月より約15万枚配布)、その他(東京モーターショー、各自治体による環境イベント等に出席)</p> <p>リサイクル料金の預託及び移動報告の状況(法施行後累計) ・リサイクル料金預託状況 預託台数 49,556,475台 預託金額 4,715億円 ・移動報告の状況 引取行程 引取報告:3,519,596件、引渡報告:3,506,532件 フロン類回収行程 引取報告:2,802,816件、引渡報告:6542,776,478件 解体行程 引取報告:3,592,778件、引渡報告:3,503,924件 破碎行程 引取報告:5,366,537件、引渡報告:5,232,491件</p> <p>特定再資源化預託金による離島対策支援事業等の状況(実績) 平成17年度 70市町村、274,833千円</p>	<p>自動車メーカー・輸入業者は、自らが販売した自動車から発生するフロン類、エアバッグ類、シュレッダーダスト(最終的に出る残さ)のリサイクル・破壊を義務づけられているところ。昨年度は、法令に基づく目標値を大幅に達成。</p> <p>平成17年度のシュレッダーダストリサイクル率 48%～70%(各社実績) (目標値:平成17年度30%,平成22年度50%,平成27年度70%)</p> <p>法施行以降、自動車所有者は、新車購入時(既所有者については車検時或いは廃車時)においてリサイクル料金の支払いが義務づけられているが、平成17年度末までの累計として、約5000万台、約4700億円が支払い終了し、リサイクル料金の預託が確実に進んでいるところ。</p> <p>全国の不法投棄・不適正保管の車両は施行前の平成16年9月の約22万台から、平成18年3月には約6万台まで減少。</p> <p>自動車登録制度の改正、電子マニフェストの整備により、平成17年度抹消車両500万台中、中古車輸出135万台、法律にのっとり処理された使用済自動車305万台が把握され、その他中古車在庫10万台、法律の対象外として処理された使用済自動車50万台と推計されることで、自動車リサイクル全体の流通フローが明確化。</p>	<p>制度全体としては施行後1年半経過した中、大きなトラブルもおこらず、順調に立ち上がったものと内部的には評価。関係省庁(環境省、国交省)及び地方自治体と連携して、自動車リサイクル法における違法行為や不適性行為の是正に向け、監視・指導を徹底し、関連事業者の法遵守徹底に向けた調査を進める。</p>

8. ポリ塩化ビフェニル廃棄物特別措置法

府省名	個別法の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、PCB廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として制定。</p> <p>PCB廃棄物保管事業者の責務 PCB廃棄物を保管する事業者は、平成28年7月14日までにPCB廃棄物を処理すること、毎年度、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事・政令市長に届け出なければならないこととしている。譲渡しと譲受けを原則禁止としている。</p> <p>国及び都道府県の責務 国はPCB廃棄物処理基本計画を策定し、都道府県は国の基本計画に則してその区域内のPCB廃棄物処理計画を策定することとしている。また、都道府県は、保管事業者からの毎年度の届出に基づき、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表することとしている。 また、環境大臣及び都道府県知事は、保管事業者の事務所その他に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとしている。</p> <p>PCB製造者等の責務 PCB製造者等は、国及び地方公共団体が実施する施策に協</p>	<p>PCB特別措置法に基づいて各都道府県・政令市より集められたPCB廃棄物届出データを集計し公表した。</p> <p>PCB拠点の広域処理施設の整備 日本環境安全事業株式会社を活用したPCB廃棄物の処理体制の整備を進めてきた。 現在、北九州、豊田、東京、大阪、北海道の全国5箇所において、拠点の広域処理施設の整備を進めており、北九州、豊田、東京及び大阪での処理が開始された。</p> <p>PCBを使用していないとする変圧器等の重電機器の中に、低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが明らかになり、処理の基本的方向について検討している。</p> <p>「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の改定 PCB廃棄物の収集運搬時の安全性の確保及び効率的な輸送を確保するため、必要な改訂を行った。</p> <p>PCB廃棄物処理基金 中小企業が保管している高圧トランス・高圧コンデンサの処理に要する費用の一部に充てるPCB廃棄物処理基金の造成のため、47都道府県から補助を受けるとともに、国自らも予算措置を行った。</p>	<p>PCB廃棄物の拠点の広域処理施設について、北九州、豊田、東京及び大阪において施設整備が完了し、処理が開始された。</p>	<p>北海道における処理施設の整備、処理の開始</p> <p>低濃度PCB汚染物の処理の基本的方向の検討</p> <p>広域的な収集運搬システム 安全かつ効率的な収集運搬システムの構築</p> <p>PCB廃棄物処理基金 国・都道府県のみでなく、PCB製造者等からの基金出えんを促進</p>

9. 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）

府省名	個別法の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 各府省	<p>法律の着実な施行。</p> <p>グリーン製品・サービスの開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じ、国等が重点的にその調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直し。</p> <p>グリーン製品・サービスに関する情報の内容及び提供の方法、適切な情報の提供を確保するための方策等情報提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じること(平成19年度末頃まで)</p>	<p>特定調達品目等については、適宜品目の追加・見直しを行っていくこととしており、これまで毎年度、基本方針の改定を行っている。</p> <p>平成18年2月28日現在の特定調達品目は17分野214品目。</p> <p>環境物品情報を、消費者が利用しやすい形で提供する環境ラベル等データベースを平成13年4月に試行的に運用を開始し、平成14年8月から本格的運用を行っている。 制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新を行っている。</p>	<p>基本方針は毎年見直しを行っており、第2回フォローアップ時と比較して品目数が13品目増加し、更に取組が進んだといえる。また、環境ラベル等データベースも毎年追加・更新を行っており、第2回フォローアップ時と比較して更に充実したといえる。</p>	<p>グリーン購入を計画的かつ効果的に実施していくため、国等が重点的に調達を推進すべき特定調達品目やその基準等の見直しを行う。</p> <p>グリーン購入を促進していくため、環境ラベル等データベース等の更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。</p>

10. 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策

府省名	施策の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省 (関係府省) 環境省	食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～)バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。	バイオディーゼル燃料の軽油中への添加については、排出ガスに及ぼす影響の観点から平成16年度まで調査を行った結果、酸化能力の高い触媒を装着することが必要であること等が分かった。 (2)バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性能及び車両側対応技術等の評価を行うため、平成16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、バイオマス燃料対応自動車のエンジンの試作等を実施した。	平成15年度調査にて得られた知見を基に中央環境審議会にて審議していただきバイオディーゼル燃料の適切な使用方法について提言された。 また、バイオディーゼルを燃料とする自動車のエンジンを試作する等自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価に向けた進捗が見られる。	バイオディーゼル燃料専用車を試作し排出ガス・安全・耐久性能を行うことにより、環境・安全面で満たすべき車両側対応技術等を明確にする。 今後のバイオディーゼル燃料の普及状況等を踏まえ、バイオディーゼル燃料の適切な使用に関して啓発を行い、必要に応じて燃料規定の検討を行う。
国土交通省	FRP船のリサイクルに向けた対策の検討(平成14年度～)FRP船の適正な処理手段を確保し、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなど政策的に誘導することで、効率的なリサイクルシステムの早期導入を図る。	平成17年11月、広域認定制度を活用して、瀬戸内海を中心とした10県(岡山・広島・山口・香川・愛媛・福岡・大分・佐賀・長崎・熊本)において、FRP船リサイクルシステムの運用を開始した。	長年の懸案であった「廃FRP船」のリサイクルシステムの運用が開始された。	FRP船リサイクルシステムの対象地域の全国展開を図る。 経済的・効率的で持続的なFRP船リサイクルシステムとするための検討を行い、システム改善に努めていく。
国土交通省	建設リサイクル推進計画2002 国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成14年5月に「建設リサイクル推進計画2002」を策定。平成22年度の目標、及び当面平成17年度末までに達成すべき目標を定め、各種施策を実施。	建設副産物の再資源化率等 14年度実績 22年度目標 ・再資源化率 アスファルト・コンクリート塊 99% 98%以上 コンクリート塊 98% 96%以上 建設発生木材 61% 65% ・再資源化・縮減率 建設発生木材 89% 95% 建設汚泥 69% 75% 建設混合廃棄物 対12年度排出量比 対12年度排出量比 31%削減 50%削減 建設廃棄物全体 92% 91% ・利用土砂の建設発生土利用率 建設発生土(全体) 65% 90%	最新のデータが前回と同じであるが、平成17年度に建設副産物実態調査を実施したところであり、その成果を踏まえ進捗状況に関する定量的な評価を行う予定。	アスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。 建設発生木材 平成17年10月に千葉県をモデルとして策定した「建設発生木材リサイクル促進行動計画」の成果を踏まえ全国展開を図る。 建設汚泥 平成18年6月に策定した「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき建設汚泥の再生利用の促進を図る。 建設混合廃棄物 首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会において、そのシステムの構築に向けた検討を行う。 建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げた各種施策を着実に実施する。

1 1 . 不法投棄・原状回復対策

府省名	施策の概要	進捗状況	第1回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>産廃特措法 産廃特措法は、以下の事案による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うものである。</p> <p>・廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前(10年6月以前)の不適正処分により、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県等が代執行する。</p> <p>・産廃特措法の適用にあたっては、法に定める基本方針に基づき都道府県等が実施計画を策定し、環境大臣の同意を得なければならない。</p>	<p>平成15年 6月18日 産廃特措法施行 10月3日 産廃特措法に基づく基本方針の策定 12月9日 香川県実施計画に環境大臣同意(香川県豊島事案)</p> <p>以降、平成17年度末までに8事案について、環境大臣が実施計画に同意した。</p> <p>廃棄物処理法に基づく、平成10年6月以降発覚の事案については、平成17年度は、7事案について財政支援を行った。</p>	<p>平成17年度においては、新たに2事案の実施計画に環境大臣が同意するなど、支障除去の推進が図られたと考えるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。</p>	<p>産廃特措法の対象となりうる不適正処理事案の実態等について、基本データを整備するとともに、都道府県等による実施計画の策定について所要の助言を行う。</p> <p>なお、産廃特措法の補助については、平成17年11月の三位一体改革に関する政府与党の合意の中で、平成18年度以降に同意申請される新規事案については財政支援が無くなくなったが、不適正処理事案に対する都道府県等の対応について引き続き所要の助言等を行う。</p>

1 2 . 産業廃棄物の最終処分場の整備

府省名	施策の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省	<p>毎年、調査により、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握、公表。</p> <p>公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。</p>	<p>15年度末現在産業廃棄物最終処分場の残余年数(平成17年1月に公表)</p> <p>全国 6.1年 首都圏(1都7県) 2.3年 近畿圏(2府5県) 4.3年</p> <p>徐々に改善は図られているものの、特に大都市圏において残存容量が著しく不足している。</p> <p>公共関与最終処分場に対する国庫補助 平成17年度において、5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に対して補助。</p>	<p>産業廃棄物最終処分場の残余年数は、最終処分量の減少により微増している状況ではあるが、依然として逼迫している状況は続いている。</p>	<p>最終処分場容量の確保に努める必要がある。特に大都市圏において、最終処分容量確保策を講じる必要がある。</p> <p>民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。</p>

1 3 . 技術開発

府省名	施策の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
内閣府 (関係府省) 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	<p>ゴミゼロ型・資源循環型技術研究イニシアティブの実施(14年度～17年度)</p> <p>(目的) 資源消費とゴミ発生が少なく、しかも環境負荷を最小化するような物質循環・低環境負荷型の技術とシステムの開発を行う。</p> <p>(推進体制) 本イニシアティブに、 ・循環型社会創造支援システム開発プログラム ・リサイクル技術・システムプログラム ・循環型設計・生産プログラム ・適正処理処分技術・システムプログラム の4つのプログラムを設定し、各プログラムに各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進する。</p>	<p>イニシアティブ研究会合の開催し各省の研究者と外部有識者による意見交換と情報共有を行った。(15年度:2回、16年度:1回開催、17年度:1回開催)</p> <p>イニシアティブ登録課題について年度毎に課題マップを作成し、平成15年度はそれを盛り込んだ「ゴミゼロ型・資源循環型技術研究の現状」報告書を取りまとめ、平成16年度は「ゴミゼロ社会への挑戦 環境の世紀の知と技術2004」を出版した。</p>	<p>イニシアティブ研究会合を通じ、ゴミゼロ型・資源循環型技術研究を俯瞰できるようになったとともに、研究者の相互理解が進んできた。</p>	<p>天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減により、循環を基調とする社会経済システムの実現及び廃棄物問題の解決への取組が必要である。</p> <p>具体的には、3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術や国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術の開発を重点的に行う。 (第3期科学技術基本計画が開始されたため)</p>

14. 「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定）の実施

府省名	施策の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
農林水産省 (関係府省) 内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 環境省	地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 平成22年目標 ・技術的観点: エネルギー変換効率の向上 等 ・地域的観点: バイオマスを一定割合以上利活用する市町村を300程度構築 ・全国的観点: 廃棄物系バイオマス: 炭素量換算で80%以上利活用 等	関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、民間の創意工夫を取り入れるための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を設置。また、関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制も整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。 ・バイオマスタウン構想の公表 平成16年度 13件 平成17年度 31件	バイオマスの利活用は、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用は停滞している。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 ・バイオマス利活用率 14年 17年 廃棄物系バイオマス 68% 72% 未利用バイオマス 20% 20%	バイオマス利用の加速化 ・バイオマス輸送用燃料の利用の促進 利用設備導入に係る支援 利用状況等を踏まえ、海外諸国の動向も参考としつつ、多様な手法の検討 国産バイオマス輸送用燃料の利用促進 ・バイオマスタウン構築の加速化 未利用バイオマス等の利活用モデルを 実 証試験などを行いながら構築 地域の取組をコーディネートする人材の育成 バイオマス製品の需要の拡大を促進するため、他の製品と識別するバイオマスマークの導入

15. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

府省名	施策の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
経済産業省	小売電気事業者(一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者)に対し、販売する電力量に応じて一定量の新エネルギー等(風力、太陽光、地熱、中小水力、バイオマス)電気を利用することを義務づける法律。 小売電気事業者は、上記の新エネルギー等の中から、経済性の高いものを選んで利用することができる。 (平成15年4月1日に全面施行)	平成16年度の全電気事業者の義務量の合計は36.0億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。 平成17年度の全電気事業者の義務量の合計は38.3億kWhであり、全ての電気事業者が義務を履行済み。 なお、平成16年度中の設備認定件数は、199,027件。 なお、平成17年度中の設備認定件数は、266,915件。	全ての電気事業者が前年度及び本年度とも義務を履行済み。 設備認定件数については前年度199,027件から266,915件に増加。	平成18年度中に、資源エネルギー調査会の意見を聴き、平成19年度から平成26年度までの新エネルギーの電気利用の目標量等を定める。

16. 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）

府省名	施策の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
環境省 (関係府省) 経済産業省	オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じる。	<p>平成17年度におけるフロン回収・破壊法の施行状況</p> <p>・フロン類回収業者等の登録数 (平成18年4月1日現在) 第一種フロン類回収業者の登録数 27,688(H16: 26,825) 第二種フロン類回収業者の登録数 29,291(H16: 30,006)</p> <p>・国(経済産業大臣、環境大臣)の許可を受けたフロン類破壊業者数(平成18年4月1日現在) 80 (H16: 81)</p> <p>・特定製品からのフロン回収・破壊量の実績回収量については平成16年度実績 第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)からのフロン類の回収量 約2,102トン(H15: 1,889) 第二種特定製品(カーエアコン)からのフロン類の回収量 約577トン(H15: 638) フロン類破壊業者によるフロン類の破壊量 約2,788トン(H16: 2,976)</p> <p>第二種特定製品からのフロン回収については、平成17年1月からほぼ同様の枠組で自動車リサイクル法へ移行されたため、回収量はH16年4月から12月までに第二種特定製品引取業者に引き渡された数字。</p> <p>業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率向上のため、フロン回収・破壊法の改正法案を平成18年3月に国会へ提出した。</p>	<p>第一種フロン類の回収量は前年度に比べて増加しているものの、フロン類の回収率は約3割と低調であると推定される。</p> <p>破壊量は、平成16年度と比較して約6%の減少となっている。</p>	京都議定書目標達成計画等に基づく、フロン回収・破壊法の着実な施行。(平成18年6月に改正フロン回収・破壊法が成立。)

17. 静脈物流システムの構築（「総合物流施策大綱（2005 - 2009）：17年11月閣議決定」の実現）

府省名	施策の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、リサイクルポートの形成を促進する。</p> <p>(循環資源国内輸送コスト低減率) 目標値:平成14年度比約1割減(H19年度)</p>	<p>平成15年までに、18港を総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行った。</p> <p>静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。</p> <p>港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。</p> <p>民間事業者が行う循環資源取扱施設の整備に対し、低金利の融資により支援する。</p> <p>民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助により支援する。</p> <p>(循環資源国内輸送コスト低減率) 平成17年度の実績値は平成14年度比約7%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。</p> <p>(平成16年度の実績値は平成14年度比約7%減) 新総合物流施策大綱の見直しを行い、新たに「総合物流施策大綱(2005-2009)」を策定した。</p>	平成16年度実績値は平成14年度比約7%減であり、平成19年度目標に向けて順調に進展している。	官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成のための支援制度の拡充、国際静脈物流システムの構築を検討していく。

18. 京都議定書の6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の実行（第2ステップ）

府省名	施策の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
<p>環境省 (関係府省) 経済産業省 農林水産省 国土交通省 他</p>	<p>温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に基準年から6%削減することを内容とする京都議定書の約束達成のため、必要な取組を推進するとともに、気候変動枠組条約の目的の達成のため、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く必要がある。 平成17年4月28日に京都議定書目標達成計画が閣議決定され、現在は同計画に基づき、各種対策・施策を政府一体となって推進している。</p>	<p>温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入 自主的な排出削減対策を促進していく基盤を確立するため、平成17年通常国会における地球温暖化対策推進法の改正により、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計し公表する制度を導入した。</p> <p>省エネルギー法の改正 省エネルギーのより一層の推進のため、平成17年通常国会における省エネルギー法の改正により、工場・事業場における熱と電気の管理の一本化、輸送事業者・荷主に対する省エネルギー対策の規制の新設、住宅・建築物分野の省エネルギー対策の強化等を行った。</p> <p>物流のグリーン化 流通業務の効率化により国際競争力の強化及び環境負荷の低減を図るため、平成17年通常国会における物流総合効率化法の制定により、流通業務施設を中核として、流通業務の総合化・合理化を進める流通業務総合効率化事業に対する支援措置を講ずることとした。</p> <p>京都メカニズムクレジット取得制度 京都メカニズムを本格活用していく具体的な仕組みとして、平成18年通常国会において、地球温暖化対策推進法の改正により、割当量口座簿等の整備を行った。また新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石炭法の改正により、クレジット取得制度の整備を行うとともに、平成18年度予算にクレジット取得費用を計上した。</p> <p>フロン回収・破壊制度の強化 フロン回収・破壊法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、冷媒として機器に充填されたHFCの回収等の取組を進めた。 業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率向上のため、フロン回収・破壊法の改正法案を平成18年3月に国会へ提出した。 グリーン購入法の対象品目及びその基準の見直しに際し、庁舎管理における空気調和設備のメンテナンスについての規定を強化した。</p> <p>その他特に拡充した施策 トッランナー基準への重量車・電子レンジ等の追加、バイオマスニッポン総合戦略改定等の推進等を行った。</p>	<p>この1年間、京都議定書目標達成計画に示された対策・施策の全般にわたり、一定の進展・具体化がみられ、我が国の地球温暖化対策は前進していると言える。 一方で、対策評価指標等の数値から見て今後過去を上回る進捗の必要がある対策も見られ、2007年度の計画の定量的な評価・見直しを待たず、計画の確実な達成に向けて施策の一層の強化など対策の加速化が必要である。</p>	<p>京都議定書目標達成計画に基づき、第1約束期間の前年である2007年度に、計画に定める対策・施策の進捗状況を厳格に評価し、6%削減約束を確実に達成できる内容とする必要がある。また、計画の定量的な評価・見直しに備えて、面・ネットワークの対策を含め、対策・施策の追加や一層の強化についても、検討を進める必要がある。</p> <p>毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等について、対策評価指標も参考にしつつ点検することにより、必要に応じ施策の強化を図る。</p>

国の取組に係る進捗状況総表(2) - 2 - 個別法施行状況 -

個別法	法定目標等																																																																																																																
廃棄物処理・ リサイクル法	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(環境省告示第34号)																																																																																																																
廃棄物処理法	<p>廃棄物の減量化の目標量</p> <table border="1" data-bbox="376 384 1554 719"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成9年度</th> <th rowspan="2">9年度に対する22年度の目標</th> <th colspan="4">目標量</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th colspan="2">平成17年度</th> <th colspan="2">平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般</td> <td>排出量</td> <td>53</td> <td></td> <td>約5%削減</td> <td>51</td> <td></td> <td>49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生利用量</td> <td>5.9</td> <td>(11%)</td> <td>約11% 約24%に増加</td> <td>10</td> <td>(20%)</td> <td>12</td> <td>(24%)</td> </tr> <tr> <td>中間処理による減量</td> <td>35</td> <td>(66%)</td> <td></td> <td>34</td> <td>(67%)</td> <td>31</td> <td>(63%)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>12</td> <td>(23%)</td> <td>概ね半減</td> <td>7.7</td> <td>(15%)</td> <td>6.4</td> <td>(13%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">産廃</td> <td>排出量</td> <td>410</td> <td></td> <td>増加を12%に抑制</td> <td>439</td> <td></td> <td>458</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生利用量</td> <td>168</td> <td>(41%)</td> <td>約41% 約47%に増加</td> <td>205</td> <td>(47%)</td> <td>217</td> <td>(47%)</td> </tr> <tr> <td>中間処理による減量</td> <td>175</td> <td>(43%)</td> <td></td> <td>197</td> <td>(45%)</td> <td>211</td> <td>(46%)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>66</td> <td>(16%)</td> <td>概ね半減</td> <td>36</td> <td>(8%)</td> <td>30</td> <td>(7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 単位:百万トン()内は、各年度の排出量を100としたときの割合。 基本方針においては、一般廃棄物の排出量を「計画収集量+直接搬入量+資源ごみの集団回収量」と定義している。 中間目標年度(17年度):その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを実施する。</p> <p>廃棄物処理施設整備計画(平成15年10月10日閣議決定)</p> <table border="1" data-bbox="376 919 1160 1189"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">目標及び指標(14年度 19年度)</th> </tr> <tr> <th>14年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみのリサイクル率</td> <td>16%</td> <td>21%</td> </tr> <tr> <td>ごみ減量処理率</td> <td>95%</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物最終処分場の残余年数</td> <td colspan="2">14年度の水準を維持</td> </tr> <tr> <td>し尿の衛生処理率</td> <td>96%</td> <td>概ね100%</td> </tr> <tr> <td>汚水処理人口普及率</td> <td>76%</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>浄化槽処理人口普及率</td> <td>8%</td> <td>11%</td> </tr> </tbody> </table>										平成9年度		9年度に対する22年度の目標	目標量						平成17年度		平成22年度		一般	排出量	53		約5%削減	51		49		再生利用量	5.9	(11%)	約11% 約24%に増加	10	(20%)	12	(24%)	中間処理による減量	35	(66%)		34	(67%)	31	(63%)	最終処分量	12	(23%)	概ね半減	7.7	(15%)	6.4	(13%)	産廃	排出量	410		増加を12%に抑制	439		458		再生利用量	168	(41%)	約41% 約47%に増加	205	(47%)	217	(47%)	中間処理による減量	175	(43%)		197	(45%)	211	(46%)	最終処分量	66	(16%)	概ね半減	36	(8%)	30	(7%)		目標及び指標(14年度 19年度)		14年度	19年度	ごみのリサイクル率	16%	21%	ごみ減量処理率	95%	97%	一般廃棄物最終処分場の残余年数	14年度の水準を維持		し尿の衛生処理率	96%	概ね100%	汚水処理人口普及率	76%	86%	浄化槽処理人口普及率	8%	11%	<p>一般</p> <p>産廃</p> <p>出典:一般産</p> <p>ごみのリ ごみ減量 一般廃棄 し尿の衛 出典:一</p> <p>汚水処理 浄化槽処 出典:「可 18年8月</p>
		平成9年度		9年度に対する22年度の目標	目標量																																																																																																												
					平成17年度		平成22年度																																																																																																										
一般	排出量	53		約5%削減	51		49																																																																																																										
	再生利用量	5.9	(11%)	約11% 約24%に増加	10	(20%)	12	(24%)																																																																																																									
	中間処理による減量	35	(66%)		34	(67%)	31	(63%)																																																																																																									
	最終処分量	12	(23%)	概ね半減	7.7	(15%)	6.4	(13%)																																																																																																									
産廃	排出量	410		増加を12%に抑制	439		458																																																																																																										
	再生利用量	168	(41%)	約41% 約47%に増加	205	(47%)	217	(47%)																																																																																																									
	中間処理による減量	175	(43%)		197	(45%)	211	(46%)																																																																																																									
	最終処分量	66	(16%)	概ね半減	36	(8%)	30	(7%)																																																																																																									
	目標及び指標(14年度 19年度)																																																																																																																
	14年度	19年度																																																																																																															
ごみのリサイクル率	16%	21%																																																																																																															
ごみ減量処理率	95%	97%																																																																																																															
一般廃棄物最終処分場の残余年数	14年度の水準を維持																																																																																																																
し尿の衛生処理率	96%	概ね100%																																																																																																															
汚水処理人口普及率	76%	86%																																																																																																															
浄化槽処理人口普及率	8%	11%																																																																																																															
資源有効利用促進法	パーソナルコンピューターの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピューターの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令																																																																																																																

再資源化の目標

	目標(率)
デスクトップパソコン	50%
ノートブックパソコン	20%
ブラウン管式表示装置	55%
液晶式表示装置	55%

参考(再資源化率)	
13年度	14年度
73.7%	75.1%
38.7%	43.8%
66.2%	66.7%
72.9%	63.0%

密閉型蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉型蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉型蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

再資源化の目標

	目標(率)
ニカド電池	60%
ニッケル水素	55%
リチウム二次電池	30%
小型シール鉛電池	50%

参考(再資源化率)	
13年度	14年度
70.9%	72.3%
69.0%	80.0%
52.7%	53.8%
50.0%	50.0%

デスクト
ノートブ
ブラウン
液晶式
出典:平
各事業

ニカド電
ニッケル
リチウム
小型制御
出典:平
各事業

個別法	法定目標等																																																					
容器包装リサイクル法	<p>(参考) 容器包装廃棄物の分別収集量、再商品化量及び分別収集実施市町村数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分別収集量</td> <td>年間分別収集計画量(トン)</td> <td>3,013,827</td> <td>3,278,075</td> <td>3,193,868</td> </tr> <tr> <td>年間分別収集量(トン)</td> <td>2,303,034</td> <td>2,429,560</td> <td>2,626,089</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再商品化量</td> <td>年間再商品化量(トン)</td> <td>2,211,025</td> <td>2,367,721</td> <td>2,538,016</td> </tr> <tr> <td>年度別年間再商品化率</td> <td>96.0%</td> <td>97.5%</td> <td>96.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分別収集実施市町村数</td> <td>実施市町村数</td> <td>2,617</td> <td>2,747</td> <td>2,891</td> </tr> <tr> <td>全市町村に対する実施率</td> <td>80.6%</td> <td>84.9%</td> <td>91.6%</td> </tr> <tr> <td>人口カバー率</td> <td>91.8%</td> <td>93.5%</td> <td>96.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 分別収集実施市町村数は、「ペットボトル」のみを計上。</p> <p>(参考) ペットボトルの生産量に対する分別収集の比率(回収率)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産量(トン)</td> <td>402,727</td> <td>412,565</td> <td>436,556</td> </tr> <tr> <td>市町村分別収集量(トン)</td> <td>161,651</td> <td>188,194</td> <td>211,753</td> </tr> <tr> <td>回収率(%)</td> <td>40.1%</td> <td>45.6%</td> <td>48.5%</td> </tr> </tbody> </table>			13年度	14年度	15年度	分別収集量	年間分別収集計画量(トン)	3,013,827	3,278,075	3,193,868	年間分別収集量(トン)	2,303,034	2,429,560	2,626,089	再商品化量	年間再商品化量(トン)	2,211,025	2,367,721	2,538,016	年度別年間再商品化率	96.0%	97.5%	96.6%	分別収集実施市町村数	実施市町村数	2,617	2,747	2,891	全市町村に対する実施率	80.6%	84.9%	91.6%	人口カバー率	91.8%	93.5%	96.5%		13年度	14年度	15年度	生産量(トン)	402,727	412,565	436,556	市町村分別収集量(トン)	161,651	188,194	211,753	回収率(%)	40.1%	45.6%	48.5%	<p>分別収集 再商品化量 分別収集実施市町村 出典: 平収</p>
		13年度	14年度	15年度																																																		
分別収集量	年間分別収集計画量(トン)	3,013,827	3,278,075	3,193,868																																																		
	年間分別収集量(トン)	2,303,034	2,429,560	2,626,089																																																		
再商品化量	年間再商品化量(トン)	2,211,025	2,367,721	2,538,016																																																		
	年度別年間再商品化率	96.0%	97.5%	96.6%																																																		
分別収集実施市町村数	実施市町村数	2,617	2,747	2,891																																																		
	全市町村に対する実施率	80.6%	84.9%	91.6%																																																		
	人口カバー率	91.8%	93.5%	96.5%																																																		
	13年度	14年度	15年度																																																			
生産量(トン)	402,727	412,565	436,556																																																			
市町村分別収集量(トン)	161,651	188,194	211,753																																																			
回収率(%)	40.1%	45.6%	48.5%																																																			
家電リサイクル法	<p>特定家庭用機器再商品化法施行令第4条(再商品化等の基準) 再資源化の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">再商品化等基準</th> <th colspan="3">参考(再商品化率)</th> </tr> <tr> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td>60%</td> <td>78%</td> <td>78%</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>55%</td> <td>73%</td> <td>75%</td> <td>78%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫</td> <td>50%</td> <td>59%</td> <td>61%</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>50%</td> <td>56%</td> <td>60%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table>		再商品化等基準	参考(再商品化率)			13年度	14年度	15年度	エアコン	60%	78%	78%	81%	テレビ	55%	73%	75%	78%	冷蔵庫	50%	59%	61%	63%	洗濯機	50%	56%	60%	65%	<p>エア テレビ 冷蔵庫 洗濯機 出典: 家</p>																								
	再商品化等基準			参考(再商品化率)																																																		
		13年度	14年度	15年度																																																		
エアコン	60%	78%	78%	81%																																																		
テレビ	55%	73%	75%	78%																																																		
冷蔵庫	50%	59%	61%	63%																																																		
洗濯機	50%	56%	60%	65%																																																		
食品リサイクル法	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標 食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%に向上させることを目的とする。 ただし、平成13年度の時点において20%を上回る事業者にとっては、現在の実施率を維持向上させることを目標とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(参考: 14年度実績)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">再生利用等の実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業</td> <td>66%</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>食品産業計</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>	(参考: 14年度実績)		再生利用等の実施率		食品製造業	66%	食品卸売業	36%	食品小売業	25%	外食産業	12%	食品産業計	40%	<p>食品製造 食品卸売 食品小売 外食産業 食品産業 出典: 平</p>																																						
(参考: 14年度実績)																																																						
再生利用等の実施率																																																						
食品製造業	66%																																																					
食品卸売業	36%																																																					
食品小売業	25%																																																					
外食産業	12%																																																					
食品産業計	40%																																																					

注:平成

建設リサイクル法

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針
 建設リサイクル推進計画2002
 再資源化等に関する目標

		基本方針	建設リサイクル推進計画2002		(参考) 平成12年度実績
		平成22年度	平成17年度	平成22年度	
再資源化率	アスファルト・コンクリート塊	95%	98%以上	98%以上	98%
	コンクリート塊	95%	96%以上	96%以上	96%
	建設発生木材		60%	65%	38%
再資源化・縮減率	建設発生木材	95%	90%	95%	83%
	建設汚泥		60%	75%	41%
	建設混合廃棄物		平成12年度比25%削減	平成12年度比50%削減	
	建設廃棄物全体		88%	91%	85%

再資源化率

再資源化・縮減率

出典:平

自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第26条(自動車製造業者等の再資源化を実施すべき量に関する基準)
 再資源化に関する目標

再資源化率	自動車破砕残さ	平成17～21年度	平成22～26年度	平成27年度以降
		30%	50%	70%
再資源化率	エアバッグ類	平成16年度以降		
		85%		

再資源化率

個別法 法定目標等

PCB廃棄物処理
促進特別措置法

(参考)
PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計について

1. PCB廃棄物の保管状況

廃棄物の種類	保管事業所数			保管量		
	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計
高圧トランス	1,804	2,162	2,688	15,077台	15,430台	18,687台
高圧コンデンサ	40,412	43,586	45,533	242,339台	240,002台	250,739台
低圧トランス	270	401	427	38,121台	34,679台	35,949台
低圧コンデンサ	2,624	3,295	3,520	1,367,724台	1,796,644台	1,836,705台
柱上トランス	103	142	153	1,772,563台	1,974,106台	2,146,581台
安定器	11,273	11,944	12,358	4,824,973個	5,099,425個	5,551,983個
PCB	186	202	206	171トン	93トン	53トン
PCBを含む油	599	785	1,060	163,632トン	175,244トン	176,489トン
感圧複写紙	363	395	416	662トン	722トン	668トン
ウエス	494	650	886	239トン	185トン	225トン
汚泥	138	171	179	19,005トン	19,611トン	15,411トン
その他の機器等	1,474	1,505	1,819	233,534トン	97,186台	114,915台

2. PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況

廃棄物の種類	使用事業所数			使用量		
	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計	14年3月集計	15年3月集計	16年3月集計
高圧トランス	399	557	943	2,639台	2,377台	3,449台
高圧コンデンサ	6,996	8,046	8,167	31,653台	30,190台	27,983台
低圧トランス	69	58	84	453台	838台	2,679台
低圧コンデンサ	257	277	284	33,093台	41,505台	40,097台
柱上トランス	7	7	7	1,952,500台	1,879,900台	1,764,699台
安定器	2,173	2,019	1,828	664,947個	557,929個	485,261個
PCB	8	17	20	79kg	76kg	48kg
PCBを含む油	12	14	16	3kg	18kg	165kg
その他の機器等	160	335	520	8,928台	8,175台	3,708台

グリーン購入法

(参考)
国等の各機関におけるグリーン購入の平成14年度調達実績

平成13年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較(単位:品目数)

分野	紙類	文具類	機器	OA機器	家電製品	照明	繊維製品	役務	合計
調達率上昇	2	41	7	6	4	2	5	1	68

ほぼ同等	1	6	1	1	0	0	1	0	10
調達率下降	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	3	47	8	7	4	2	7	1	79

国等の各機関におけるグリーン購入の平成15年度調達実績

平成14年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較(単位:品目数)

分野	紙類	文具類	機器	OA機器	家電製品	エアコン	照明	制服・作業服	インテリア・寝装寝	役務	合計
調達率上昇	2	31	3	7	5	1	2	2	6	1	60
ほぼ同等	4	26	7	4	1	0	0	0	2	0	44
調達率下降	3	7	0	3	0	1	0	0	3	0	17
合計	9	64	10	14	6	2	2	2	11	1	121

国等の各機関におけるグリーン購入の平成16年度調達実績

平成15年度の調達実績と調達率が比較可能な品目の比較(単位:品目数)

分野	紙類	文具類	機器	OA機器	家電製品	エアコン	照明	制服・作業服	インテリア・寝装寝	作業手袋	その他繊維製品	設備	役務	合計
調達率上昇	3	17	2	2	0	2	0	1	5	0	0	0	0	32
ほぼ同等	4	43	8	6	4	0	2	0	1	0	1	1	4	74
調達率下降	2	11	0	0	1	0	0	1	1	1	2	0	0	19
合計	9	71	10	8	5	2	2	2	7	1	3	1	4	125

フロン回収破壊法

(参考)

フロン類回収業者等の登録数

	14年度 (平成15年4月1日 現在)	15年度 (平成16年4月1日 現在)	16年度 (平成17年4月1日 現在)
第一種フロン類回収業者	24,171	25,637	26,824
第二種フロン類回収業者	25,821	26,927	29,982
フロン類破壊業者	64	76	81

特定製品からのフロン回収・破壊量

	14年度	15年度	16年度
第一種特定製品からの回収量(トン)	1,958	1,889	2,102
第二種特定製品からの回収量(トン)	(1)389	638	(2)577
フロン類の破壊量(トン)	1,653	2,429	2,976

1:平成14年10月～平成15年3月

2:平成16年4月～平成16年12月

第一種フロン類
第二種フロン類

第一種特定製品
第二種特定製品
フロン類の破壊量

3:第二種

資料1

施 行 状 況

	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
排出量	55		54		54		53	
再生利用量	8	(15%)	9	(16%)	9	(17%)	9	(18%)
中間処理による減量	37	(67%)	37	(67%)	37	(69%)	37	(70%)
最終処分量	10	(18%)	9	(17%)	8	(18%)	8	(17%)
排出量	400		393		412			
再生利用量	183	(46%)	182	(46%)	201	(49%)		
中間処理による減量	175	(44%)	172	(44%)	180	(44%)		
最終処分量	42	(10%)	40	(10%)	30	(7%)		

般廃棄物の排出及び処理状況等(平成16年度実績)(18年6月公表)

業廃棄物の排出及び処理状況等(平成15年度実績)(18年3月公表)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
リサイクル率	15.0%	15.9%	16.8%	17.6%
処理率	94.7%	95.7%	96.4%	96.5%
物最終処分場の残余年数	12.5年	13.1年	13.2年	13.2年
再生処理率	95.5%	96.2%	96.2%	96.8%

般廃棄物の排出及び処理状況等(平成1)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
里人口普及率	77.7%	77.7%	77.7%	79.4%	80.9%
処理人口普及率	8.1%	8.1%	8.1%	8.4%	8.6%

平成17年度末の汚水処理人口普及状況について(平成3公表)ほか

	再資源化率		
	15年度	16年度	17年度
ップパソコン	77.5%	76.9%	75.2%
ックパソコン	48.7%	54.8%	53.2%
管式表示装置	70.9%	73.9%	76.9%
長示装置	63.4%	64.2%	66.3%

成17年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の
旨等による実施状況の公表について(18年9月公表)

	再資源化率		
	15年度	16年度	17年度
池	73.5%	73.7%	73.2%
水素	77.6%	76.8%	76.5%
二次電池	56.1%	55.1%	63.0%
即弁式鉛電池	50.0%	50.0%	50.0%

成17年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の
旨等による実施状況の公表について(18年9月公表)

施 行 状 況

	15年度	16年度(4月～9月)	16年度	17年度(4月～9月)
年間分別収集計画量(トン)	3,193,868	3,427,713	3,427,713	3,643,250
年間分別収集量(トン)	2,626,089	1,346,689	2,657,803	1,403,554
年間再商品化量(トン)	2,538,016	1,297,351	2,580,780	1,350,096
年度別年間再商品化率	96.6%	96.3%	97.1%	96.2%
実施市町村数	2,891	2850	2,796	2,185
全市町村に対する実施率	91.6%	91.8%	91.6%	93.5%
人口カバー率	96.5%	-	96.6%	-

平成16年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(17年9月公表)

	15年度	16年度	17年度
生産量(トン)	436,556	513,712	-
市町村分別収集量(トン)	211,753	238,469	134,771(4～9月分)
回収率(%)	48.5	46.4%	-

再商品化率

	15年度	16年度	17年度
コン	81%	82%	84%
ビ	78%	81%	77%
缶	63%	64%	66%
瓶	65%	68%	75%

電メーカ各社による家電リサイクル実績の公表について

再生利用等の実施率

	15年度実績	16年度実績
食品	69%	72%
衣類	45%	41%
家具	23%	28%
その他	17%	17%
産業計	43%	45%

平成17年食品循環資源の再生利用等実態調査報告(17年10月公表)により計算

17年度の実績値については現在調査中

	平成14年度実績
アスファルト・コンクリート	99%
コンクリート塊	98%
建設発生木材	61%
建設発生木材	89%
建設汚泥	69%
建設混合廃棄物	平成12年度比31%削減
建設廃棄物全体	92%

平成14年度建設副産物実態調査結果について(16年2月公表)

	平成17年度実績
自動車破砕残さ	48~70%
エアバッグ類	93~95%

施 行 状 況

	17年度 (平成18年4月 1日現在)
フロン類回収業者	27,668
フロン類回収業者	29,291
破壊業者	80

	16年度	17年度
製品からの回収量(トン)	2,102	-
製品からの回収量(トン)	(2)577	(3)-
破壊量(トン)	2,976	2,788

二種特定製品(カーエアコン)からのフロン回収については、平成17年1月より自動車リサイクル法の制度に移

国の取組に係る進捗状況総表(3) - 指標例に係る取組の進捗状況調査表 -

業種別の最終処分の削減目標・品目別の目標

府省名	取組の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																																																																																																									
経済産業省	<p>品目別・業種別にリデュース・リユース・リサイクルを推進するため、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容についてガイドラインを整理。</p> <p>また、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。</p>	<p>(1) 指標の達成状況 平成18年10月に産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会において報告された、リサイクルガイドラインに基づく各種指標の達成状況等は以下の通り。</p> <p>業種別の目標値</p> <table border="1" data-bbox="700 579 1947 1913"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th rowspan="2">関係団体等</th> <th colspan="3">目標等</th> <th rowspan="2">H16年実績</th> </tr> <tr> <th>H10年の最終処分量</th> <th>削減率</th> <th>H22年の最終処分量目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.鉄鋼業</td> <td>(社)日本鉄鋼連盟</td> <td>100万トン</td> <td>50%</td> <td>50万トン</td> <td>79万トン</td> </tr> <tr> <td>2.紙・パルプ製造業</td> <td>日本製紙連合会</td> <td>105.4万トン</td> <td>57%</td> <td>45万トン</td> <td>57.2万トン</td> </tr> <tr> <td>3.化学工業</td> <td>(社)日本化学工業協会</td> <td>142.8万トン</td> <td>75%</td> <td>35.7万トン</td> <td>61.4万トン</td> </tr> <tr> <td>4.板ガラス製造業</td> <td>板硝子協会</td> <td>5.17万トン</td> <td>42%</td> <td>2.98万トン</td> <td>0.98万トン</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">5.非鉄金属製造業</td> <td>日本鋳業協会</td> <td>70.5万トン</td> <td>37%</td> <td>44.1万トン</td> <td>44万トン</td> </tr> <tr> <td>日本伸銅協会</td> <td>0.99万トン</td> <td>76%</td> <td>0.24万トン</td> <td>0.42万トン</td> </tr> <tr> <td>日本アルミニウム協会</td> <td>1.98万トン</td> <td>14%</td> <td>1.7万トン</td> <td>1.1万トン</td> </tr> <tr> <td>日本アルミニウム合金協会</td> <td>1.5万トン</td> <td>10%</td> <td>1.35万トン</td> <td>0.9万トン</td> </tr> <tr> <td>日本電線工業会</td> <td>3.81万トン</td> <td>50%</td> <td>1.90万トン</td> <td>1.26万トン</td> </tr> <tr> <td>6.電気事業</td> <td>電気事業連合会</td> <td colspan="3">再資源化率を平成16年度(92%)と同程度に維持(H22年目標)</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td>7.自動車製造業</td> <td>日本自動車工業会</td> <td>8.52万トン</td> <td>87%</td> <td>1.10万トン</td> <td>1.2万トン</td> </tr> <tr> <td>8.電子・電気機器製造業</td> <td>電子・電気等4団体</td> <td>6.52万トン(H15)</td> <td>5%</td> <td>6.19万トン</td> <td>4.7トン</td> </tr> <tr> <td>9.石油精製業</td> <td>石油連盟</td> <td>9.9万トン(H2年)</td> <td>67%</td> <td>3.3万トン</td> <td>1.24万トン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10.流通業</td> <td rowspan="2">日本百貨店協会</td> <td colspan="3">H12年比で包装使用量を25%削減(H22年目標)</td> <td>23.9%削減</td> </tr> <tr> <td colspan="3">包装紙における再生紙使用割合80%(H22年目標)</td> <td>54.1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="3">日本フランチャイズチェーン協会</td> <td>18%削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">レジ袋使用総重量を平成22年度に平成12年比35%削減を目指す。</td> </tr> </tbody> </table>	業種	関係団体等	目標等			H16年実績	H10年の最終処分量	削減率	H22年の最終処分量目標	1.鉄鋼業	(社)日本鉄鋼連盟	100万トン	50%	50万トン	79万トン	2.紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	105.4万トン	57%	45万トン	57.2万トン	3.化学工業	(社)日本化学工業協会	142.8万トン	75%	35.7万トン	61.4万トン	4.板ガラス製造業	板硝子協会	5.17万トン	42%	2.98万トン	0.98万トン	5.非鉄金属製造業	日本鋳業協会	70.5万トン	37%	44.1万トン	44万トン	日本伸銅協会	0.99万トン	76%	0.24万トン	0.42万トン	日本アルミニウム協会	1.98万トン	14%	1.7万トン	1.1万トン	日本アルミニウム合金協会	1.5万トン	10%	1.35万トン	0.9万トン	日本電線工業会	3.81万トン	50%	1.90万トン	1.26万トン	6.電気事業	電気事業連合会	再資源化率を平成16年度(92%)と同程度に維持(H22年目標)			92%	7.自動車製造業	日本自動車工業会	8.52万トン	87%	1.10万トン	1.2万トン	8.電子・電気機器製造業	電子・電気等4団体	6.52万トン(H15)	5%	6.19万トン	4.7トン	9.石油精製業	石油連盟	9.9万トン(H2年)	67%	3.3万トン	1.24万トン	10.流通業	日本百貨店協会	H12年比で包装使用量を25%削減(H22年目標)			23.9%削減	包装紙における再生紙使用割合80%(H22年目標)			54.1%			日本フランチャイズチェーン協会			18%削減			レジ袋使用総重量を平成22年度に平成12年比35%削減を目指す。				<p>平成17年度のガイドライン改訂及びフォローアップに基づき、その後1年間の取組の進捗状況についてフォローアップ等を行い、各品目・各業種において、環境配慮設計など、事業者の取組状況等の内容について整理することができた。</p>	<p>年1回ガイドラインのフォローアップを審議会において報告、2年に1回ガイドラインの見直しを行うことにより、常に目標の達成状況を管理し、新たな目標の設定について検討している。</p> <p>目標値を前倒しで達成した場合には新たな目標値の設定を検討するなど、社会状況の変化にあわせて、様々な取組を行っている。</p> <p>今後も、フォローアップを行うとともに、新規品目や新規業種を取り込んでいくなど、一層の事業者の自主的取組を求めていく。</p>
	業種	関係団体等			目標等				H16年実績																																																																																																				
			H10年の最終処分量	削減率	H22年の最終処分量目標																																																																																																								
	1.鉄鋼業	(社)日本鉄鋼連盟	100万トン	50%	50万トン	79万トン																																																																																																							
	2.紙・パルプ製造業	日本製紙連合会	105.4万トン	57%	45万トン	57.2万トン																																																																																																							
	3.化学工業	(社)日本化学工業協会	142.8万トン	75%	35.7万トン	61.4万トン																																																																																																							
	4.板ガラス製造業	板硝子協会	5.17万トン	42%	2.98万トン	0.98万トン																																																																																																							
	5.非鉄金属製造業	日本鋳業協会	70.5万トン	37%	44.1万トン	44万トン																																																																																																							
		日本伸銅協会	0.99万トン	76%	0.24万トン	0.42万トン																																																																																																							
		日本アルミニウム協会	1.98万トン	14%	1.7万トン	1.1万トン																																																																																																							
		日本アルミニウム合金協会	1.5万トン	10%	1.35万トン	0.9万トン																																																																																																							
日本電線工業会		3.81万トン	50%	1.90万トン	1.26万トン																																																																																																								
6.電気事業	電気事業連合会	再資源化率を平成16年度(92%)と同程度に維持(H22年目標)			92%																																																																																																								
7.自動車製造業	日本自動車工業会	8.52万トン	87%	1.10万トン	1.2万トン																																																																																																								
8.電子・電気機器製造業	電子・電気等4団体	6.52万トン(H15)	5%	6.19万トン	4.7トン																																																																																																								
9.石油精製業	石油連盟	9.9万トン(H2年)	67%	3.3万トン	1.24万トン																																																																																																								
10.流通業	日本百貨店協会	H12年比で包装使用量を25%削減(H22年目標)			23.9%削減																																																																																																								
		包装紙における再生紙使用割合80%(H22年目標)			54.1%																																																																																																								
		日本フランチャイズチェーン協会			18%削減																																																																																																								
		レジ袋使用総重量を平成22年度に平成12年比35%削減を目指す。																																																																																																											

府省名	取組の概要	進捗状況				第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性		
		11.セメント製造業	(社)セメント協会	セメント1トン当たりの廃棄物・副産物利用量 400kg (H22年度目標)		400kg (H17年度)			
		12.ゴム製品製造業	日本ゴム工業会	4.71万トン (H13年度)	45%	2.59万トン	1.26万トン		
		13.石炭鉱業	石炭エネルギーセンター	224.7万トン	80%以上の削減を継続 (前目標をH14に達成)		79.3万トン		
		14.ガス業	日本ガス協会	0.16万トン	25%	0.12万トン	0.07万トン		
		15.工場生産住宅製造業	(社)プレハブ建築協会	工場生産段階における再資源化率		木くず	60%(H17年)	99.7%	
	コンクリート・アスファルト					60%(H17年)	82.5%		
	金属くず					100%(H17年)	99.7%		
	石膏ボード					30%(H17年)	95.0%		
品目別の目標値									
		品目	設定項目	目標率 (*法定目標)	目標年	実績 (平成17年度)			
		1.紙	古紙利用率(紙・パルプ製造業)	62%*	H22年度	60.4%			
		2.ガラスびん	カレット利用率	91%*	H22年度	91.3%			
		3.スチール缶	リサイクル率	85%以上		88.7%			
		4.アルミ缶	回収・再資源化率	85%		91.7%			
			再生資源利用率	55%	H18年度	55.6%			
		5.プラスチック	PETボトル(飲料用、しょう油用)の回収率	80%以上	H26年度	63.7%			
			発泡スチロール製魚箱及び同家電製品梱包材のリサイクル率	75%	H22年度	42.0%			
			塩ビ製の管・継手のリサイクル率	70%	H22年度	60.5%			
		6.自動車	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年度以降	定量的絶対評価が難しく、各製造事業者が独自のリサイクル指標として表示			
			新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	H8年の概ね1/10	H18年以降	平成17年度市場投入全36モデル中29モデルで達成済み			
			使用済自動車のリサイクル率	85%以上	H14年以降	84%~86%程度と推計			
		7.オートバイ	新型車のリサイクル可能率	90%以上	H14年以降	平成17年市場投入モデルの全8モデルで90%以上を達成			
			新型車の鉛使用量(バッテリーを除く)	60g以下(210Kg車重量)	H18年以降	平成17年市場投入新型モデルの全8モデルで達成			
		8.タイヤ	リサイクル率	90%以上	H17年	88%			
		9.家電製品	エアコンの再商品化率	60%以上*	法定目標	84%			
			テレビの再商品化率	55%以上*	法定目標	77%			
			冷蔵庫の再商品化率	50%以上*	法定目標	66%			
			洗濯機の再商品化率	50%以上*	法定目標	75%			
		10.カーペット	製造工程で発生する屑類の減量化	H13年度排出量比20%の減量化	H18年度	20.8%			
		11.小型二次電池	小型制御弁式鉛電池の再資源化率	50%*	法定目標	51.0%			
			ニッケル水素電池の再資源化率	55%*	法定目標	77.0%			
			リチウム二次電池の再資源化率	30%*	法定目標	58.0%			
			ニカド電池の再資源化率 回収率	60%* 60%	法定目標 H17年	73.0% 48%			

府省名	取組の概要	進捗状況					第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
		12. ぱちんこ遊技機等	ぱちんこ遊技機の材料リサイクル率	75%	H19年度	82.3%		
			回胴遊技機の材料リサイクル率	75%	H19年度	87.3%		
		13. パーソナルコンピュータ及びその周辺機器	デスクトップ型パソコン本体の再資源化率	50%*	H15年度	75.5%		
			ノートブック型パソコンの再資源化率	20%*	H15年度	54.3%		
			CRTディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	77.9%		
			LCDディスプレイ装置の再資源化率	55%*	H15年度	68.2%		
			デスクトップ型パソコン(CRTを含む)の資源再利用率	60%	H17年度	76.9%		
		14. 建設資材	木質系建材廃棄物の減量化	10%低減 (2004年比)	2010年	51.9%低減		
			建設解体廃木材の利用率向上	62%向上 (2004年比)	2010年	61.0%向上		
			石こうボードリサイクル率	約60%		70%		
			石こうボード用原紙再生紙使用率	100%		100%		
			工場で発生する石こうボード端材のリサイクル率	100%		100%		
			グラスウールの原材料における板ガラスくず等再生資源利用率	85%程度		87.6%		

特定家庭用機器廃棄物の再商品化を実施すべき量に関する基準

府省名	取組の概要	進 捗 状 況	第 2 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																														
経済産業省 環境省	一般家庭や事業者から排出された廃家電4品目(エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機)を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準(再商品化率)以上の割合で再商品化することにより、廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進する。	再商品化実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>再商品化率*1</th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン</td> <td>60%以上</td> <td>78%</td> <td>81%</td> <td>82%</td> <td>84%</td> </tr> <tr> <td>テレビ</td> <td>55%以上</td> <td>75%</td> <td>78%</td> <td>81%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫及び冷凍庫*2</td> <td>50%以上</td> <td>61%</td> <td>63%</td> <td>64%</td> <td>66%</td> </tr> <tr> <td>洗濯機</td> <td>50%以上</td> <td>60%</td> <td>65%</td> <td>68%</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 再商品化を実施すべき量(総重量に対する割合) *2 冷凍庫はH16年度から追加</p>	種類	再商品化率*1	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	エアコン	60%以上	78%	81%	82%	84%	テレビ	55%以上	75%	78%	81%	77%	冷蔵庫及び冷凍庫*2	50%以上	61%	63%	64%	66%	洗濯機	50%以上	60%	65%	68%	75%	再商品化実績は法定基準を大きく上回り、再商品化の取組の進捗状況は概ね良好であると考えられる。	家電リサイクル法は、附則第3条において「施行後5年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」とされている。 これを踏まえ、平成18年6月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWGの合同会合で見直しのための検討が行われている。
種類	再商品化率*1	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度																													
エアコン	60%以上	78%	81%	82%	84%																													
テレビ	55%以上	75%	78%	81%	77%																													
冷蔵庫及び冷凍庫*2	50%以上	61%	63%	64%	66%																													
洗濯機	50%以上	60%	65%	68%	75%																													

食品循環資源の再利用等を実施すべき量に関する目標

府省名	取組の概要	進 捗 状 況	第 2 回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性										
農林水産省 (関係府省) 財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	食品リサイクル法に規定する目標(個々の食品関連事業者の食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20パーセントまでに向上。)を実現するため、セミナーの開催、パンフレットの配布等による法律の普及啓発を実施し、着実な施行を図る。	食品廃棄物の再生利用等の実施率(平成16年度実績) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>食品製造業</td> <td>72%</td> </tr> <tr> <td>食品卸売業</td> <td>41%</td> </tr> <tr> <td>食品小売業</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>外食産業</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>食品産業合計</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成17年度の実績値については現在調査中)</p>	食品製造業	72%	食品卸売業	41%	食品小売業	28%	外食産業	17%	食品産業合計	45%	再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。	食品リサイクル法は、法第3条に基づく概ね5年ごとの基本方針の見直しとともに、附則第2条に基づき、施行後5年を経過した場合において施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。 これを踏まえ、平成18年9月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会の合同会合で見直しのための検討が行われている。
食品製造業	72%													
食品卸売業	41%													
食品小売業	28%													
外食産業	17%													
食品産業合計	45%													

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標

府省名	取組の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
国土交通省	<p>平成22年度における特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊）の再資源化等率を95%とする。</p> <p>特に、国の直轄事業においては、特定建設資材廃棄物について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。</p>	<p><特定建設資材廃棄物（全体）の再資源化等率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 98% (H14) ・建設発生木材 89% (H14) ・アスファルト・コンクリート塊 99% (H14) <p><特定建設資材廃棄物（国の直轄事業）の再資源化等率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 97% (H14) ・建設発生木材 89% (H14) ・アスファルト・コンクリート塊 99.5% (H14) 	<p>最新のデータが前回と同じであるが、平成17年度に建設副産物実態調査を実施したところであり、その成果を踏まえ進捗状況に関する定量的な評価を行う予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。 ・建設発生木材 平成17年10月に千葉県をモデルとして策定した「千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画」の成果を踏まえ全国展開を図る。

建設リサイクル推進計画の目標

府省名	取組の概要	進捗状況	第2回点検時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																																							
国土交通省	<p>建設リサイクル推進計画2002</p> <p>国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容として平成14年5月に「建設リサイクル推進計画2002」を策定。平成22年度の目標を定め、各種施策を実施。</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>17年度目標</td> <td>22年度目標</td> </tr> <tr> <td><再資源化率></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>98%以上</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>96%以上</td> <td>96%以上</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>60%</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td><再資源化・縮減率></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>90%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>60%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>対12年度排出量比</td> <td>対12年度排出量比</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%削減</td> <td>50%削減</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>88%</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td><利用土砂の建設発生土利用率></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生土（全体）</td> <td>75%</td> <td>90%</td> </tr> </table>		17年度目標	22年度目標	<再資源化率>			アスファルト・コンクリート塊	98%以上	98%以上	コンクリート塊	96%以上	96%以上	建設発生木材	60%	65%	<再資源化・縮減率>			建設発生木材	90%	95%	建設汚泥	60%	75%	建設混合廃棄物	対12年度排出量比	対12年度排出量比		25%削減	50%削減	建設廃棄物全体	88%	91%	<利用土砂の建設発生土利用率>			建設発生土（全体）	75%	90%	<p><再資源化率> (H14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリート塊 99% ・コンクリート塊 98% ・建設発生木材 61% <p><再資源化・縮減率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生木材 89% ・建設汚泥 69% ・建設混合廃棄物 H12排出量に対して31%削減 ・建設廃棄物全体 92% <p><利用土砂の建設発生土利用率></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土 65% 	<p>最新のデータが前回と同じであるが、平成17年度に建設副産物実態調査を実施したところであり、その成果を踏まえ進捗状況に関する定量的な評価を行う予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。 ・建設発生木材 平成17年10月に千葉県をモデルとして策定した「建設発生木材リサイクル促進行動計画」の成果を踏まえ全国展開を図る。 ・建設汚泥 平成18年6月に策定した[建設汚泥の再生利用に関するガイドライン]等に基づき建設汚泥の再生利用の促進を図る。 ・建設混合廃棄物 首都圏を対象に関係省庁、関係地方公共団体、関係業団体等で構成する首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会において、本システムの構築に向けた検討を行う。 ・建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げた各種施策を着実に実施する。
	17年度目標	22年度目標																																									
<再資源化率>																																											
アスファルト・コンクリート塊	98%以上	98%以上																																									
コンクリート塊	96%以上	96%以上																																									
建設発生木材	60%	65%																																									
<再資源化・縮減率>																																											
建設発生木材	90%	95%																																									
建設汚泥	60%	75%																																									
建設混合廃棄物	対12年度排出量比	対12年度排出量比																																									
	25%削減	50%削減																																									
建設廃棄物全体	88%	91%																																									
<利用土砂の建設発生土利用率>																																											
建設発生土（全体）	75%	90%																																									